

## 厚岸町議会 平成20年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成20年3月17日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまより平成20年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

14日に引き続き、議案第1号 平成20年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の233ページ、7款土木費、1項土木管理費、4目地籍調査費より進めてまいります。

過日、13番が手が挙がっていましたが、13番、いいですか。

13番。

- 室崎委員 補正予算の審査のときに資料の提出をお願いしておりました。一応、前に私、2回ほど、厚岸町で工事が行われると、町の財産であるところの測量基準点が消失してしまうというお話を聞きました。平成18年9月の定例会でこれを一般質問として申し上げたときに、担当者は、当然、要綱に基づいてきちんとしたものが、今まではどちらかというとされてなかった。それで、今度は、この保全要綱に基づいてきちんと行いたいと、こういう答弁がออกมาして、私も納得いたしました。それがその後どのように行われているのかという確認の質問をするところではありますが、今回出ましたこの資料、平成18年度と、それから平成18年度は非常にたくさん下水道工事をやりましたからね。工事が非常に多かったですね。平成19年度は2件ですか、これに関してはね。ということになっておるといことです。まず、これは全部同じ基準で行われているかということですよ。

- 委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

このつぶしたものにつきましては、厚岸町測量標保全要綱、この基準に基づいて協議して、行ったものでございます。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 それで、これは担当者の答弁の中で、非常に要領よく保全要綱の基準点をまとめて答弁なさっていらっしゃるんですが、その中では、工事担当者が事前に建設課用地地籍係で基準点の位置を確認し、工事施行前に測量標一時撤去移転承認申請書を提出することになっている。それで、担当の用地地籍係で現地立ち会いをし、測量方法、移転方法を確認し、それから工事を開始。復旧または移転の工事まで工事が終わりますので

すね、完了後において、再度現地で確認し、その後に工事完成検査、引き渡しを受ける手順になっている、このように答弁なさっております。

それに従ってお聞きするんですが、この出された資料で、一番右側に撤去というふうにかかれているんですね。説明では、一時撤去とか移転、そして回復というような手続になっているんですが、この欄のところ撤去というふうになっているんですが、これはそういう一時撤去や一時的な移転をして、また回復をしたという意味のことなんですね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

お示しましたこの資料の中で、一番右手のほうに撤去といったものがございます。これにつきましては、この協議の中で撤去をしたという、一時移転もしくはそういったものではなくて、協議の中で、これは撤去しよう、撤去したというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 撤去したというのは、そうすると、ほかしてしまっ、今はもうないということですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ご質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 保全要綱の中では、それからあなたの答弁の中では、これはもう、言葉は悪いんだが、吹っ飛ばしてしまおうと、無視してしまおうというようなことは、少なくともこの答弁の中には出てこないんですね。

それから、保全要綱を見ても、一時撤去というのが書いてあるし、それから原状回復というのも書いてあるんだけど、全く必要がないというようなものがあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この場合の撤去でございますけれども、保全要綱自体では、そういった撤去するというような要綱等は書いてございません。ただ、保全要綱自体は、永久標識票といった等のものについてという規定の中で示すことになってございます。

今、これらの示しました撤去と申しますのは、4級基準点、いわゆる仮設的に、測量時に設けた仮設票、そういったものでございます。そういったものの撤去としたもので

ございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 一般質問で聞いたときに、そんな答弁ないですよ。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 平成18年の9月のときに答弁をした中では、確かにそういった答弁等はしてございません。総体的なこの測量標保全要綱に基づいた基準の中で、基準点を保護していく、保全していかなければならないということで答弁をしております。

その中で、今日お示ししました、今日というか、要求資料でお示ししました撤去の内容等をご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●室崎委員 はい。

●建設課長（佐藤課長） 今、これで説明しました表面が18年度の発注工事、そして裏面が19年度の発注工事について、それぞれ該当基準点、そのうち、一番右手が撤去したもののということで表示をさせていただいております。

表の18年度のまず工事でございますけれども、これはすべて4級基準点で、公共下水道事業において、これを現況測量時に設置したものでございます。これらの公共下水道事業、それから道路事業等も同様なものとなってくるわけなんですけれども、現況測量時に設置しました3級、それから4級基準点といいますのは、測量を行うために設置したものでございまして、基準点の保存期間というのは、作業期間に限られたものとして設置された、いわゆる仮設標識といったものでございます。基本的には、測量作業が終了した時点で、この基準点の役目は終わったということになるわけでございます。

これを、その事業等で、再度費用をかけて、工事を完了後に復旧するといったことは、事業の目的が違ってまいりますので、その事業では認められないというふうになるわけでございます。このため、下水道事業等、平成18年度につきましては、工事に支障とならない基準点を、できるだけ現地に生かしながら残していったというものでございます。

それと、裏面の19年度の工事でございますけれども、1点目は、これ、若竹町通り整備事業に伴う基準点でございました。既設基準点が、これ、2級2点、それから3級が6点、4級が21点でございました。若竹ロータリーに設置してありました3級基準点、これにつきましては、もう既に標石がずれていて、精度が狂っているということで、そのまま撤去したものでございます。

このほかに、3級基準点が4点、それら4級基準点が21点ございました。あと、これらについては、仮設標識とした設置でございまして、道路事業でその復旧費用をかけてやるということにはならないため、そのまま撤去としたものでございます。

結果的には、2級基準点が、これ2点、これは、そもそもこれ、永久標識として設置してあったものでございまして、道路や下水道事業で設置されたような基準点とは、ま

た目的、性格が全然違ってきているものでございます。道路工事に例えばこれが支障となれば、道路事業で移設して、また復旧するといったことにはなるわけでございますけれども、今回はこの2級、これについては支障とはならず、工事等で保護をしながら工事を行ったというものでございます。

あと、3級基準点も1点、これも工事に支障なく残せたものでございます。

それから、住の江町通りの改良舗装に伴う基準点、これは4級基準点、これが2点ございました。これは、住の江町通りのこの整備事業でもって、測量時に仮設標識として設置したものでございまして、その事業の中で、また再度復旧するということにはなっていないものでございまして、撤去としたものでございます。

これらの根拠につきましては、先ほどご説明を申し上げました厚岸町測量標保全要綱、これに基づいて、現地で残せる基準点、こういったものを確認しながら、協議をして、完成時には、再度確認をしております。

ただ、撤去したところにつきましては、一挙に本数が多いものですから、一度に基準点を復旧するというのはちょっとできないんですけれども、基準点の配点、こういったものを考えながら、再度また設置していきたい、このように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 非常に理路整然とした立派な答弁なんですが、ちょっと現地の状況を見ると、納得できないですね。

下水道工事を行うときに、その工事区域を決めるために、突出点、引出点をつくったと。そういうものについては、その工事が終わるときに飛んでしまう、これは仕方がない。そういうのはわかります。

若竹町通り整備事業のときに飛んだ20何点の、3級を含めたですね、今のような若竹町整備をするための配点だったんですか。そうじゃなくて、松葉町地域全体の市街地活性のために、全体の整備にかかわらなければならないという時期がありましたですね。最終的には計画はそのまま終わってしまったけれども、そのときに松葉町から若竹町一帯について、基準点網で包み上げたというときの一部じゃないんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

若竹町通りのところにつきましては、今、質問者おっしゃったとおり、区画整理事業、そういった中での基準点を設置していったと。しかしながら、これ自体も、その基準点の設置の考えにつきましては、あくまでも仮設標識とした設置の考えで行ったというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 仮設標識、仮設標識と簡単におっしゃるけれども、現地における測量の基準

点としては、あれは有効に働いていましたよ。

それで、確かにあそこには2級もあるし、それから3級もある。ただ、それだけで、この全体をネットのように包んだ基準点網があるのとならないのでは、測量の精度も手間も全然違いますよね。

それで、これは松葉町から若竹町一帯にかけての測量の精度を非常に上げるし、また具体的に町民が自分のところの土地を分筆するとか、あるいは家を建てる時に境界を出すとかいうときに、非常に低廉な価格で測量ができるという有効に働いている町の財産でしたよ。それが、そんな一工事のための仮点と同じようなものだというふうに評価しているんですか。

それから、1級よりは2級、2級よりは3級、3級よりは4級というふうに、いわゆる精度の持っている誤差の範囲というものは、これは甘くなっている。しかし、1点や2点ではないんですよ。あそここのところには50点以上のいわゆる点による基準点網というふうに、網という字を書くんですが、それになっているわけです。

そうすると、お隣との境界を出すというときに、1点や2点でなくて、多くの点から拾って、交差して入れるということで、精度を上げるということが非常に簡単にできるわけですよ。これが、はるか離れたところのいわゆるそれ自身の持っている精度は高いであろう1級とか、あるいは2級というようなものだけで行ってとなると、非常に手間もかかります。手間がかかるということは、その測量費用もかかるんですよ。だから、町民の財産として、これは有効に働いている町民の財産なんですよ。それが、その工事のときのものと同じです。4級ですからという一言だけで片づけられるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

確かに、今、質問者おっしゃったとおり、単純に4級だからどうだということでは片つけられる問題ではないというふうに私も思います。

それと、工事と同じような設置の評価、基準点の評価をしているのか、これにつきましては、この当時、奔渡区画整理の絡みの中で設置した基準点の目的、仕様につきましては、道路工事と同じ仕様に基づいて基準点が設置をされているものでございます。早く言えば、仮設標識といった性格のもので設置されてきているということでございます。

そのやっぱり一番問題となるのが、4級基準点、次には3級基準点、こうしたものの保全というのは、確かに質問者おっしゃったとおり、一番問題となるというふうに私も思います。これらの基準点のほとんど、町中に設置されておりますこの基準点のほとんどというのは、こうした事業で、工事で測量で設置された仮設的な標識でございます。これらを最初から永久標識としたような構造にするとしましたら、多額な費用がかかってまいりますし、その設置の目的というのが違ってまいりますので、道路工事とか下水道事業、こういった事業等では永久標識はできないわけでございます。

道路工事の道路をやる担当者、こういったものが仮設標識としてこれ、設置した基準点、このデータを、この基準点を保全するほうの担当者が用地地籍係になりますけれども、そちらのほうに渡った時点の中で、厚岸町測量標保全要綱、こういったものに従っ

て保全するといったふうになってしまいます。永久標識的な考えが強いものに、性格になってくるといふものでございます。道路とか、こういった工事の事業の担当者については、仮設標識とした認識の中でやっておりますので、そのまま工事を行い、撤去してしまうといったことになっているわけでございました。

当然、このような基準点、保全要綱に従って協議をするという認識には、この当時、事業の担当者のほうには立っていなかったというものでございます。このことにつきましては、平成18年9月の室崎委員の一般質問あったときに、工事の担当者が、もう保全要綱の認識がないという答弁を申し上げていたわけでございますけれども、この点には、こうした工事の担当者で測量標を保全するというこちらの担当者の考えにギャップというのがあったわけでございます。

しかしながら、基準点の法の目的というものを考えますと、幾ら仮設標識といえども、何とかこれは保護していかなければなりませんし、無駄にならないようにしていかなければならないというのは私どもも同じ考えで思っているわけでございます。

それには、では基準点をどうするかということになるわけなんですけれども、一番保護していくためには、工事、事業やるときの測量基準点を設置するときに、工事に支障とならないようなところ、それと簡単には動かないようなところ、歩道上ですと、凍上があったりして、基礎的には動くおそれも十分あるわけでございます。そういったところを配慮して設置する。それが後に基準点を残していけるという一番の方法ではないかというふうに考えてございます。

4級基準点をすべてそういった場所を見つけて設置するということは、大変現場的にも難しいところではございますけれども、そういったことをできるだけ配慮して設置していくというふうに考えているものでございまして、これは平成18年の9月の質問者のご指摘の折に、保全要綱の遵守、それとあわせてこういった設置場所の配慮、これを担当者と意思統一を図ってきた次第でございます。

あと、それから撤去となってきた部分につきましては、そうした事業等での復旧というのは、事業の目的からしましてできませんので、やはりこれは基準点を保護していく担当のほうで、数が多いので、すぐにはすべてを復旧するということはできませんけれども、現地の配点等を見て考えまして、できる範囲の中で随時再設置をしていこうというふうにしてきた次第でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 担当者は、今の答弁しながらでも、とにかく支障のないようにしていきたいという思いは非常にある。だけれども、現実には工事で吹っ飛んでいるんですよね。それで、4級基準点21点が21点ともなくなっている。

そこでお聞きするんですが、それから3級基準点も5点なくなっている。19年の大きな工事ですね。それでお聞きするんですが、この撤去というところに何点と書かれているもの、これはどうなんですか。直接に、いわばアスファルトをはがして、それで地層の砂なり土なり、いろいろなものを入れて、最後にアスファルトをかけるという具体的な工事を行った上の中に乗っかっていて、この撤去5点、21点の中に入らなかったものは

何点ありますか。一時撤去をしたり、復元したものは何点ありますか。

それから、残りの部分で、同じことか。残りの部分のこれは、具体的な工事の範囲の外側にあったんじゃないですか。どうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

一時撤去して、復元したといったものは、この現場の中ではございません。例えば4級基準点21点は、すべて撤去となったものでございます。

それと、3級基準点は1点、それと2級基準点は2点、それは確かに工事のその範囲からは外れている部分ではございます。ただ、付近に重機とか走って歩くパターンもございますから、そういったものは、協議の中で保護すると。そうした中での協議をして、工事を進めていったというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 現実問題として、工事をやるところにあったものは全部なくなったわけですね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 工事をする者にとっての支障物件であったというふうに言われても仕方ないですね。

それから、今聞いていたら、2級基準点と3級基準点で、もう既に狂っていたから、これはもう撤去せざるを得なかったんだというふうにおっしゃったんですが、どのような調査をして、どれだけ狂っていたのか、それを教えてください。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、若竹ロータリーに入っていた基準点のずれでございますけれども、これはうちの用地地籍係のほうで、担当のほうで調べたときに、5センチ狂っていたということでございます。

あと、それから4級基準点につきましては、すべて撤去となったものでございますが、何度もお答えの中で申し上げましたとおり、基準点を設置したことが、特にやはり仮設標識、一時測量した段階での基準点、そういったところで、歩道上と縁石のちょうど間に設置されたパターンが非常に多かったということでございます。そういったもので、

撤去となったというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 今、飛ばしてしまったもので、復元していないものを、今もう終わってしまったから何を言っても始まらないわけですね。だから、今後になるんですが、今の答弁を聞いていて、1つ大変気になるのは、2級や3級の基準点を基礎にして点を設置していくと、自動的に4級になりますよ。だけれども、この4級の、ですから許容範囲とか、4級としての精度という、公的にですよ、この範囲内にあってもいいというものについては変わらないでしょう。

しかし、例えば、今、例に挙げた松葉町一帯ですね、あそこのところにずっと張りめぐらした基準点網というようなことになると、単なる仮設ではないですね。これは、お互いが相補って、基準点網というものをつくっていますから、単なる突出点ではなくて、これ自身が一体となって、1点ではないですよ、一体となって、非常に精度を上げているわけです。そういうものも、それから工事のために1点突出点をつくったものも、4級ですから仮設なんですというような物の言い方で一くくりにしていくということは、大変に問題がある、そのように思うんですよ。

それで、私も仕事柄、地籍からいろいろな資料をいただきますが、そのときには、これはただの突出点ですから気をつけてくださいというような注釈もつくし、それから、これはこの地域全部の街区の基準点網の一覧表ですとってもら場合もあるわけですよ。そういうようなものについては、やはり内部においては、重要性についてはきちんとした区分がされていると思うんです。

それを、大変苦しいから、今、そういうふうに言っているのかもしれないですけども、これは4級ですから、仮設なんですというような言い方で片づけられたとしたら、その基準点網をつくるのに、膨大なものだと何百万もかかっているわけでしょう。安いものでも何十万単位ですよ、網をつくるとなれば。そういうものが簡単に、これは4級ですからというような形で打ち捨てられるということは大変に問題があります。

それから、そういうつくり方によって、今後も使っていけるといようなものについては、この工事のために確かにつくっているかもしれないけれども、そこででき上がった基準点網というものは、それはいわば色がついていないわけです。何に使ったっていいわけですよ。そういうようなところをきちんと押さえていかないと、幾ら保全要綱というような紙の上で立派なものをつくっても、結局は工事のときに邪魔になるものは全部飛ばしてしまって、その後追い作業、後からの理屈づけ作業に終わってしまうんじゃないか、そういうふう思うんですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

私の言葉がちょっと誤解がされたようでございますけれども、確かに4級基準点だからといって、すべて仮設で、何でもかんでも工事が入った後のときには、仕事が終わっ

たらもう投げてしまえばいいんだというものではないわけではございますけれども、やはり問題となるのは、当時、この土地区画整理の中で設置したときについても、設置する場所が、こういった後々残していく、そういった観点のない設置の方法となっているということでございます。そうしますと、どうしても今、道路事業等、下水道事業とか、こういった事業の中で、これを再度復元するということでは、事業では認められてこない。そうしますと、それを行っていくとなりますと、用地地籍係の原課のほうでそれを復旧していかなければならないといったことになってくるわけでございます。ですから、この事業では、今こういったことで、撤去しましたけれども、これは後々、うちの原課のほうで復旧をしていこうというふうには考えているところでございます。

一番問題なのは、やはり設置するときの設置する場所、それが一番問題となってくるもんでございますからして、工事、そういった事業担当者のほうにも意思統一してきたということでございます。

残念ながら、それ以前に設置した分については、そういった認識等がない中での基準点を設置して、配置してきているといったことがございまして、そういった中で、今回かなりの本数が撤去となったものでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。

いずれにしても、まだまだたくさん各地域に配点されています。それは町民の財産です。非常に有効に利用されているわけで、そうした場合に、少しでもこれを保全していくという観点から、どうするかということを考えていかないと、それはなかなかいい場所がないし、あるいはちょっと設置の仕方としては、ぐらぐらする可能性もあるかもしれないというような理屈をつけていけば、あれもだめ、これもだめというふうに理屈をつけていけば、これはどんどんと撤去することは可能であろうと思いますけれども、どうやって保全するかという観点から検討をしていただきたい。

それから、松葉町、若竹町地域に非常に密に配点されたこの基準点網は、この前も私、その現場入っていますから知っているんですけども、まず松葉町のほうは、歩道の舗装でほとんど吹っ飛んでますよね、松葉町大通りはね。今度は、若竹町のほうが頼りだったんだが、それも吹っ飛んでしまった。あの地域は、非常に今、基準点の少ない地域になってしまったんです。今、あなたのほうで何とかそのところを補完していきたいというようなことをおっしゃったんですが、いつころまでにどんなことをやる予定ですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

松葉町通りのところは、平成17年度に歩道の整備をいたしまして、その結果、そういった4級基準点等、全面的に撤去されたということでございます。これらにつきましても、関係のほうの中で、この基準点を総体的に見まして、随時復元をしていこうという

こととございます。

ただ、その時期的なものにつきましては、今、今年度、それから来年度2年間の中で、また新たな工事が出てきますと、またそういったものも設置等がふえてきますので、それらも見ながら、緊急性のある、そういったところを見ながら、基準点を設置していきたいというふうに考えてございます。

ただ、これらについては、費用のかかるところも出てまいります。3級基準点、それぐらいになりますと、費用の検討も出てくるものでございますからして、そういったものを含めた中で、この予算計上もしていかなければならない。そういったものを含めて考えてございますので、4級基準点につきましては、基準点の3級とかがあれば、設置できれば設置していくといった考えでぜひ進めていきたいというふうに考えております。

●室崎委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

では、進みます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

9番。

●菊池委員 ここで厚岸大橋の維持管理についてちょっと聞きたいと思います。

道道ですから、土現の管轄と思われまじけれども、橋の補修を何度かやっておりますけれども、最近の工事の内容、そして今後の予定といたしますか、最近では水道管の取り替なども行っているようでしたけれども、それと橋脚の一部やっていたけれども、その内容について。

それから、湖南地区、湖北地区の両端の断熱対策、凍結予防措置をしてありますけれども、これは最近ないですけれども、時々電源が入っていないというふうに思われるときがあります。

それから、照明についてですが、電灯も時々消えることがあります。機器類ですから、消えることがあるのは確かですけれども、その対応ですけれども、時々故障して、すぐつかない場合があるんですが、その辺の連絡、それと維持管理についてちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

厚岸大橋の維持管理についてでございますけれども、平成19年度につきましては、今、質問者がおっしゃいましたロードヒーティング、その改修を行ってございます。

それと、厚岸大橋の本体のトラストの本部材の使用部材の部分の歩道の下に隠れて見えない部分の状態がどのようになっているのか、そういった確認のための工事といたしますか、一部歩道を壊しまして、その確認を行っております。期間は相当な期間にわたり

ましてやりましたので、町民の方には、片側相互通行等の不便さをかけながらのこともございますけれども、そういった主要部分の鋼材の確認をさせていただきます。

それらの確認の結果につきましては、まだどのようになったかという回答は来ておりませんが、もしその部分で重大な支障があれば、すぐ町のほうに連絡が入るようになっておりまして、その報告がなく終わってきておりますので、主要部分の材料自体は問題はなかったというふうに関、私どもは認識をさせていただきます。

それから、今後の維持管理の考えでございますが、まだ正式には20年度どのようにしていくというのは、明確なものはまだ土現さんのほうから入っておりません。ただ、これまでのものにつきましては、随時、舗装、トラスの部分の舗装等を随時行っていくというようなことは聞いてございます。

これらの大橋については、通常耐用年数50年と言われますけれども、土現さんでは、ある程度永久橋な考えを持って維持補修をしていくというような観点から管理をしてきているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） すみません。答弁漏れがございまして、照明等のついていないときがあるということでございまして、それについては、管理しております釧路土木事務所のほうに連絡をとって、消えていけば、そういう対策、対応をお願いするというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 この大橋は、47年の9月ですから、36年を経過したんですね。でありますから、いろいろとその間に地震も何度かありましたし、それから時間の経過から追っていても、トラス橋、鉄橋ですから、やっぱりさびる部分も出てくる。いろいろな変化が起きてきます。そういうことで、維持管理の確認については、町民にもやっぱり一応お知らせする必要がありますので、どんな工事しているのかな、何をやっているのかなというようなことで時々聞かれますが、そういう面で、一応報告も必要、コンタクトが必要でないかと、このように思います。

それから、ロードヒーティングなんですけれども、これは手動ですか。それとも、サーモスタットになっているんですから、自動といいますか、その辺の対応がやっぱり必要ときもあると思います。非常にあそこは死亡事故も起きたことがありますし、危険です。ので、せっかくやっている効果が発揮できない場合があったら大変でございますから、その辺の状態はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 答えいたします。

まず、ロードヒーティングの作動することについては、これはサーモスタットという

ことで、自動的に入り切りがされているというようなものでございます。

それから、維持管理等、工事等ございましたら、町民に周知し、お知らせする必要があるということのご指摘でございます。

こういった工事等があったり、維持管理する場合には、釧路土木事務所厚岸出張所のほうから町のほうに連絡が入りまして、防災無線等ではお知らせをしてきた経緯がございます。今後も、引き続きこういった防災無線、さらには何らかの方法、例えば広報紙等の中でお知らせをしていく、こういったものを含めて周知をしていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 ただいまお答えいただきましたように、土現との連絡を密にして、町民へのお知らせをよろしく願いして、質問を終わります。

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

ほかございませんか。

進みます。

2目道路新設改良費。

12番。

●岩谷委員 ここで住の江町通りの整備事業、そして支障物件の移転補償ですか、これについてちょっと伺いたいと思います。

この事業は、平成15年から21年までですか、22年ですね。そして、去年が一応事業費としては3,145万円ですか、そして今年度が1,875万円、それから物件費については、19年度が1,974万円、今年が1,754万9,000円となっていますけれども、この工事につきましては、どこまでやったか、それをまずお教えいただきたいと思います。

それから、今年度の整備事業については、どこをやるのか、これを教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

住の江町通りの整備事業でございますけれども、平成19年度までの施行済みにつきましては、道路延長で54メートル施行をしてございます。終点側のほうでございます。そのほか、支障物件、用地補償等のものがございますが、ほぼ終了しておりまして、残すところは1件、用地補償が残っております。

それで、今年度、平成20年度の事業の内容でございますけれども、用地の購入、それから支障物件移転の補償、これらについては、建物を建っている移転の補償、それと水道管の移設、それからテレビ共同受信柱の移設、こういった内容となっております。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 それじゃ、あれですね、場所的に、ちょうど阿野さんの上のほうですか、19年度でやった整備事業は。そうしたら、今年度、それからあれですか、ずっとちょうど出越さんあたりまでがなる予定になっているんだらうかね。ちょっとそこを。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

平成20年度で今、予定しております工事のほうでございますけれども、それは今回の当初予算の計上では見ておりません。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 といいますのは、物件補償費につきまして、ちょうど阿野さんの下のあの角ですか、あれが元鈴建の土地であって、そしてあそこ、松井さんで何か買ったというお話なんですけれども、あそこの物件のところって、ちょうど塀ありまして、あそこに2軒ほどの倉庫か車庫が建っているところありますけれども、あれにつきましては、今年度の予算の中で要するに物件費補償がつくようになっておりますか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、質問者のおっしゃいました地点につきましては、平成19年度でもう移転補償の契約をいたしまして、あと、ずれるところを待っているところでございます。もう契約して、19年度で終わるというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 そうしたら、契約だけで、お金はまだ払っていませんね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まだ移転ができ次第、お金を支払うということでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 といいますのは、ちょうどあそこの角の倉庫の物件ですか、あれが今、ちょうど左のほうの道路が拡幅になりましたね。そして、あれから右折する部分が物すごく

見にくいんですよ。それで、どうしても拡幅のほうに目がとられて、細いほうの道路が見えない部分で、大変地域の人も困っている。そういうお話も聞いておるんですけれども、やはり住の江の場合は、かなりやっぱり道路幅が狭いし、そして第一に一番心配の部分は、出越さんのあの曲がり角ですね。あそこで事故がないのが不思議なぐらいだということで、恐らく今年度、この物件費については、いろいろなると思うんですけれども、今のちょうど阿野さんの部分の物件費につきまして、お金をもし払って契約して、お金を払ったときに、即あれを撤去していただきたいということなんですけれども、それが可能かどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今、移転補償の契約を結んでいるところは、すぐに撤去をしていただくといったことで考えてございます。

確かに、あそこのところ、既存の道路の幅が狭くて、そして新しい道路がぐっと幅が広がるもんですから、交差点のところは非常に交差がしづらい、段ずれになりますので、交差がしづらいというのは私どもの頭には入っております。何とかそれらは解消できるようにしながら、工事を進めていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 それでは、物件補償で決まりましたら、恐らく工事は今年度なりませんね。来年度ですか。21年になると思うんですけれども、もしできれば、決まりましたら、即やってほしいという要望がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、道路関係なんですけれども、ちょうど阿野さんの道路は、私の記憶では、去年道路工事をやったという、それでよろしいですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

住の江町3号道路でございます。これにつきましては、平成18年度に下水道事業の雨水整備とあわせた中で、その復旧とした形でもって道路がきれいになったというふうな形で行ったものでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 あれですね、たしか1月か2月ごろですか、あそこら辺一帯がやはり水浸しになったというお話も聞きながら、ちょうど長島さんありますね。あそこの玄関ぐらゐまで水が何か行ったということで、何かそういうお話がございましたか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、質問者おっしゃるとおり、浸水というまでのような状況ではないんですけれども、ちょうど地形的にその部分が低いところになっておりまして、そこに水が集まってくる。水が集まってくるだけだったらよろしいんですけれども、雪とかそういったものがちょうどそこに寄せられてきて、ますの上にかぶってしまうんですね。それが凍って、水が流れていかなくなっていて、あふれるというか、そこが水がついたということがございました。

それらについては、私どもも現場を見まして、ますの掃除等をして、常時きれいにして、水が流れるようにしているというふうな処置はしてございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 たしか18年の工事であって、まだ本当に日が浅い。そんな中で、あそこの排水については、全然飲めないみたいなんですよ。ということは、私、技術者じゃないから、工事関係は、工事の技術はわかりません。ただ、私はお菓子屋だから、まんじゅうが浮かないという部分だったらわかるけれども、水を飲めないという部分は、私、わかりません。

ですけれども、排水が道路より高い。そこに、結局今回の水浸しになりながら、それから上のほうからの融雪時にかなりの水浸しがあったと思うんですよ。その中で、たしか車道を削って、要するに溝を掘って、両サイド溝を掘って流しているという状態なんですけれども、あれで流れますか。

何か、私、ちょっとあれ、設計ミスか何かあるんじゃないかと思うんですけれども、道路というのは、普通見たら、やはり真ん中が幾らかかまぼこになっているんですよ。それが、あそこだけがやはりずっと下なんですけれども、やはりそういうことじゃなくて、やっぱりちょっと以上になってしまって、要するに水が飲めないような状態で、だから、そこら辺あれですか、調査しましたか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

私、今、お答えしていたのは、住の江町3号線ということで、舗装をして、きれいになったところに対して言っているつもりなんですけれども、そこについては、道路の真ん中がくぼんでいるとかということはないかなと思います。

ただ、両サイドに水が流れていくようになっているんですけれども、その飲み口が、ちょうど一番低いところが雪で覆われてしまっていたということなんです。それは、雪の部分を取り除いてやることによって、水はスムーズに流れていくということでございます。

ただ、それから次の4号線とか5号線等については、まだ改修、そういった排水の整

備というのは改修をしておりません。今後、随時整備をしていく予定になっております。そうした中で、排水をきちっと高さを変えて、そしてあわせて道路もきれいにしていくといった予定で今、進んでいこうとしているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 12番。

●岩谷委員 確かに、私、最初から言ったように、技術者じゃない。まんじゅうであれば、真ん中がへこんでいる部分は、どうして上がるかということだけはわかる。だけれども、見た目で、要するに道路として、やっぱり一番下の部分ですか、坂からずっとおりてきて、そして、ちょうど今、拡幅するちょうどあの角になりますね。あそこへやっぱり集まるということになれば、かなりのやっぱり傾斜がなければ、両サイドの水は飲めないと思うんですよ。だから、どうしても下に集まって、両サイドに飲めないから、両方掘って、あれでしょう。上のほうから水を誘導しているんでしょう。だから、見たときに、排水も道路より高くなっているだけに、あれはのめませんよ。そこら辺、やっぱりきちっと調査してほしいと思います。

ただ、住の江地区については、かなりやっぱり路盤が悪い場所で、あそこだけじゃなく、松平さんのほうありますね。あれ、もとの役場にいたったね。あの下のも、やはり排水面がかなり飲み込めない状態で、あそこら辺も、とにかく雪解けになれば、あるいは雨降ったときには、かなりのやっぱり水たまりができるんですよ。それで、やっぱりあそこら辺を散歩しながら歩く人たちが、かなりやっぱりそういうものが目につきながら、確かに住の江地区については難しい面があるだろうと。やはり路盤が悪いだけに、水も差したら、かなりやっぱり中がうんでしまうと。そして、やっぱり融雪のとき、ちょうど融雪時期には、それ相当にずっと上のほうから来るやはり融雪のあれが、かなり下のほうへたまるのは確かです。

だから、私、難しい部分だなと思うんですけども、やはりそこら辺は、あなたたちがどうしたらいいかということであそこを設計したと思うんですけども、ちょっと私はそこら辺に何か問題があるんでないかを見たんですよ。確かに融雪時は難しいものもあるんですけども、何とかそこら辺、きちっと水の飲めるような状態をとって、確かにみだらに雪がたまれば、それが凍ります。凍る状態になったら、あの排水の中も凍ってしまって、全然水は飲めません。

そこにせっかく舗装したところ、あれ、あれですか。何センチぐらいだろうかね。かなりやっぱり五、六十メートルぐらいか、いや、そんなにいかないけれども、10メートルか20メートル、ちょうど四、五センチの溝をそれこそ掘って、両サイドね、私は初めてあれです。ああいう、見てみました、あれ。そこら辺は、やはりかなり排水が悪いということでやった仕事だと思うんですけども、そこら辺についても、何かのやっぱり考え方を持って、よく調査した中での今後していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 道路の横断的な勾配というのは、設計上では2%ということで決められた中で勾配をつくって設置してございますけれども、あそこの住の江町の地区につきましては、やはり上のほうが高く、縦断的にすごいきつい勾配なものですから、どうしてもサイドに水が流れない中で、縦に走ってしまうパターンが往々にしてございます。

それらも配慮しながら設計をしているところでございますが、確かにこの3号道路、質問者がおっしゃったとおり、ちょうど水がたまるような、流れづらいようなところが出ておりますので、そういったところは、私どもの管理維持係のほうの中で随時対応してまいりますし、また設計段階においても、これは公共下水道事業で排水整備をしているところでございますので、そちらの担当者と十分検討しながら、整備を進めていきたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

- 岩谷委員 よろしくをお願いします。

- 委員長（音喜多委員） いいですか。

- 岩谷委員 はい。

- 委員長（音喜多委員） 次に、3番。

- 佐々木委員 ここで、町が発注する建設工事の前金払いについて説明をお願いしたいと思っております。

この点については、昨年の12月の定例会で一部触れられたと思うんですけれども、改めてよろしくお願ひいたします。

- 委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

厚岸町の前金払いでございますけれども、これ、公共工事についての前金払いの実施要綱ということで、平成4年4月15日から施行したものでございます。

内容でございますけれども、厚岸町が発注する工事等で、契約金額が500万円以上で、かつ契約工期が原則として60日以上のものに限り、3割の範囲内で前金払いをすることができる。ただし、支給材料が契約金額の3割以上ある場合は、前金払いはしない。前金払いの最高限度額は2,000万円とするというふうになっているものでございます。

- 委員長（音喜多委員） 3番。

- 佐々木委員 町が発注するということになると、建設課のほかに林業関係、それから上下水道、それから海洋土木といいたいまいしょうか、そのような関係の仕事もあると思うんですけれども、すべてそれは対象になるということではよろしいですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。  
すべて対象になってくるというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 3番。

●佐々木委員 参考までにですけれども、昨年、19年度で該当する物件でもって、大体でいいんですけれども、何%ぐらい利用されたのか教えていただければと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。  
平成19年度の実績でございますけれども、平成20年3月12日現在の発注状況の実績から見ますと、土木、建築、水道、下水道、造林、工事件数は75件ございます。このうち、前払金をした件数は18件でございます。パーセントにいたしまして、24%でございます。

●佐々木委員 オーケーです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●佐々木委員 はい、ありがとうございます。

●委員長（音喜多委員） 次に、2番。

●堀委員 私のほうは、湾月町の水産高校前の道路についてお聞きしたいんですけれども、厚岸水産高校の前の道路、現道が、簡易舗装だとは思ってますけれども、4メートルもないような幅員の中で、道路交通として、まず車の行き違いというものが大変支障だと。その上、学校の周辺でありながら、今の道路については、歩道が整備されていないんですよね。平成21年度に新設校として、現在の水産高校のほうに新しい学校ができるということで、それにあわせて中で、整備というものを厚岸町のほうで考えていないのかどうかをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。  
今、質問者がおっしゃいました道路、水産高校前の道路、湾月町横三の通りでございます。現況の道路幅員は4.5メートルでございます。それと、前後の道路については、幅員が8メートルというふうになっておりまして、交差点で区切られているものの、通

行に支障が生じやすい道路形態となっているものでございます。

線形的には、前後の道路の取り付け等を見ますと、学校側のほうに道路を広げて、歩道を設置するとか、そういったことができればよいわけですがけれども、校舎が道路のすぐそばに迫っておりまして、校舎を取り壊さない限り、学校側に道路を広げるということは不可能でございます。

また、反対側には汐見川が迫っておりまして、現状では道路の拡幅というのは不可能な状態ではございます。

今、委員ご質問のあったとおり、水産高校、潮見高校の統合等がございまして、児童等の通行等には支障が出るのではないかとという心配も確かにございます。これらにつきましては、やはりまずそれに起因する高校のほうのまず考え、それがまずどうなのか。それから、それらを踏まえた中での地域の要望、意見、こういったものをまず聞いた中で、どうしたふうに対策をとるべきかというのをまず判断していきたいというふうに考えますので、まだ、道路を整備をどうするかということの中では、まだ考えてはいないというところでございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 そうすると、高校側のほう、北海道側のほうの考えというものも確認したいということなんですけれども、これについては、教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、学校再編というか、高校の再編といったものの中で、周辺整備といったときに、そういう話というのがされているのか。

現状、グラウンドというのが学校から離れたところにあります。そこまでの通行路といったものも、やはり安全な通行路の確保というものをしっかりと考えなければならない。また、スクールバス等がどこに着くのかというような問題もまた出てくると思うんですけれども、そういうような考えといった中で、やはり学校再編に伴って、道路整備というものをある程度していただかなければならない部分というのものもあるのかなとは私も確かに思うんですよ。そこら辺、ちょっと教育委員会のほうのお考えというものを、北海道との打ち合わせというか、調整の中身というのを教えていただきたいと思います。

あと、今の道路ですね。用地的に、確かに今、狭いというような答弁だったんですけれども、現状、汐見川の用地というのが道路用地ですよ。道路用地内にむしろ汐見川が、道路用地の下に汐見川が川が走っているというふうに思えば、用地の幅的には十分なものというものはあるわけですよ。そういった中では、不可能といったものは、まるきり不可能というものは、全然そういうものじゃないんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。そこら辺については、もう一度ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私のほうからは、高校の再編にかかわる道路ですとか、それから周辺整備、これについてお答えさせていただきます。

まず、道路なんですけれども、質問者がおっしゃる水産高校の前の狭い道路に関しては、学校サイドから問題点として挙げたことはありません。ただ、逆に、周辺の人たちからの声を聞く中で、実際、高校としての今の現状ですとかについてお聞きしました。学校としては、特段、生徒の安全性について、問題意識を持っているというような内容ではございませんでしたけれども、確かに、ただ、周辺の人たちのほうが逆に生徒たちに気を使って、かなり危険性を感じているという内容はお聞きしてございます。

次に、スクールバス等ということでございますけれども、今、水産高校、それから新しい学校につきましてのスクールバスについては、まだ未定でございますけれども、スクールバスという対応ということになれば、町の支援策の中でできてくるものがあるのかなということで、今現在としては、高校としてのスクールバス運行はございませんけれども、ただ、出てきた段階では、当然、経路ですとか、それから停車する場所については十分協議が必要になってくるだろうというふうに考えてございます。

それと、学校に伴う周辺整備について、道との協議でございますけれども、今現在行われているのは、私どもも要望してございましたけれども、グラウンドの整備、それから、これはまだ道のほうも未定でございますけれども、テニスコートですとか、それら寮の関係、この辺もまだ全然ちょっと白紙の状態でございますけれども、検討の枠の中には考えているようでございますけれども、こういった部分について、町も用地協力、その他できる範囲、それから現実に今、グラウンドのほうの整備が始まろうとしていますので、細かい点で協議をさせていただいております。そういう状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうから、汐見川のところも道路用地があるのではないかとということでございますけれども、確かに道路用地として汐見川の中も一部入った中で用地が広くございます。ただ、これは汐見川というのは、もう川でございまして、準用河川、法に基づく河川ということで、その部分については、河川法が働いているということになります。

ただ、これらの河川については、今、大分老朽化している状況でございます。そこで、そういった河川を、もうすぐに迫っておりますので、河川をどうするか。かなり老朽化しておりますので、今後はその辺の改修をしていかなければならないというふうにも考えております。そういった中でのハード的な対策については、汐見川の改修をするときに検討していければというふうに考えます。

ただ、それにしても、こうした事業というのは相当な期間がかかってまいります。1年、2年で整備ができるような規模の程度の事業ではないというものになります。それですから、21年から学校等の統合がございまして、例えば通行規制等、こういったものを早急に検討していく必要もあるのではないかとというふうにも考えます。それには、通行規制等は公安委員会の中で行っていくことになりますので、やはりまず起因するところの学校、それから地域の意見、それらを踏まえた中で、規制等をどうしていくか、今後、道路整備はどうしていくかというのを考えていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 今、教育委員会のほうでは、学校施設に関しての整備といった中で協議は進めているけれども、周辺の道路環境とか交通アクセスとかといったものまでは、まだ協議してないということなんですよね。それについては、やはり児童・生徒の快適な就学環境というものを整える上では、やはり学校施設だけじゃなくて、周辺の環境といったものにも配慮した中で、北海道と実効性のある協議というのを進めていってほしいなというふうに思います。

また、汐見川の改修、確かに21年からというふうなものに対しては、今現在、当然3カ年とかにもないですから、間に合うものでもないという中で、今、教育委員会のほうにも言いましたように、北海道とも学校周辺の整備といったものの中での協議の中で、何とか早くに整備が進められるような取り進めというものを切に願いたいところではあります。

河川法適用敷地関係というのは、法解釈いろいろあるとは思って、私だと、底地が河川で、上が道路だというふうにすぐ考えてしまうんですけども、そこら辺は、実務上の問題で、それはいいんですけども、ただ、いずれにしても、子供方の安全というものが、まず21年度から学校統廃合に伴って、児童・生徒の数もふえたときに、周辺の人方のやはり心配になるというのが、子供方の安全というものをまず第一に考えるもので、そういう話が出てくるものだと思うんですよ。やはりそういう地元地域としての心配というものもしっかりと酌み取った中で、救急的なやはり何らかの安全対策というものを北海道と町というものがしっかりとした中で組み立ててもらいたい。その上での整備計画というものを何とかつくっていただきたいとしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この水産高校の前の道路でございますけれども、やはり学校の考え、それと道路の私も管理する考え、それから地域の要望、意見、こういったものを踏まえた中で、道路をどのようにしていくか、どのように整備していくかというのを検討して、十分検討してまいりたいと思います。

それから、汐見川のところにつきましては、今、かなり老朽化しているということで、今、予定でございますけれども、平成21年度に今、その検討、調査をしていこうというふうに計画立てをしてございます。その折に、そういった道路のことも含めた中で検討していきたい。ただ、それには、先に学校の考え、地域の意見等を聞いておく必要がありますし、また緊急性があれば、規制等の処置等も加えていかなければならないというふうなことになってまいりますので、まずはそちらのほうが先決で、先に進めていきたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会といたしましても、今現在、高校自体がある状況でございまして、学校の問題意識も含めて、今現在、新設校に伴いまして、学校の施設整備の問題、協議進めてございますので、この中に、今、質問者おっしゃったような交通アクセス、それから周辺通学路の問題につきましても、問題提起を逆にこちらからする中で、学校、道教委とも協議を進めて、生徒の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

10番。

●谷口委員 1つ、住の江町通りの整備事業なんですけど、昨年行った道路の終点のほうの歩道に大きな陥没があるんですけども、この原因は何で起きているんですか。

それから、住の江町通り、今年度は用地購入だとか、支障物件の移転だとか、そちらですね。これ、事業は22年度である事業は終わるのかどうなのか。

それから、昨年行った道路ともとの道路、かなり互い違いになっているんですけども、交通安全上どうなのかなというふうに思うんですけども、その辺ではどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

それから、尾幌7号線工事なんですけれども、これの終点といいますか、図面で見ますと、国道から昔のクーラーステーション、昔あったんですけども、そちらに向かって行く道路だと思うんですが、これは、この図面でいくと、線路用地ぎりぎりまでというふうになるのでしょうか。それとも、昔の鉄道用地の手前までということなのでしょうか。

それから、別寒辺牛道路なんですけど、これは今年度の事業で全部舗装が終わるのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、今、国会も動いている最中でありましてけれども、道路の特定財源の問題がちょっとクローズアップされているようでありましてけれども、厚岸町の今年度の事業、道路特定財源と関係するものはどの事業で、その金額はそれぞれどのくらい特定財源で見ているのか。

それから、そのほか、申しわけないんですけども、除雪費等も含まれているというようなことが盛んに国会の先生方おっしゃっておられますけれども、これらを含めてどのような内容になるのか、詳しく教えていただきたいというふうにお問い合わせをいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、住の江町通り整備事業でございましてけれども、平成19年度に終わった工事の終点が、歩道のところだと思いますけれども、道路が陥没している。一体どういったことなのかということでございますが、ちょうど冬の時期に入りまして工事をした中で、部

分的に凍上がしてあって、それが今、かなり気温が上がってきたときに解けて、そこが陥没したという状態だと思います。

それから、平成22年でこの事業が終わるのかといったご質問でございますけれども、今現在の予定では、平成22年で終わるといような予定立てをしてございます。ただ、このところにつきましては、用地の購入がまだ1件残っておりまして、これも昨年から引き続き用地の交渉等を行っているところでございます。自治会の代表者の方も含めて、非常に協力していただいて交渉をしているところでございますが、まだその承諾が、ご理解が得られていないといった状態でございますので、その状況によっては、時期がずれてしまうということ考えられるわけでございます。

それから、交通安全上の、今、ちょうど工事が終わっております住の江町3号線の交差点のところで工事が終わっているわけでございまして、これら工事につきましては、もともとの道路が幅が狭くて、そして厚岸湖側のほうに道路が寄っております。それを、用地を山側のほうを買収して広げて、道路を広げるといったことでございますからして、道路自体がかなりずれて、中心がずれて道路がつくられてくるということでございます。ですからして、当然そのまま道路をつなげた工事をするとしますと、ずれてまいりますので、非常に危険なことになってしまうと。今回、19年度につきましては、そういったこともありまして、交差点のところで何とかそのずれを緩和させようといったことで、交差点までの区間で工事をとめたといったものでございます。

ただ、今後はこれ、交差点、あとはないものですから、どうしてもそのすりつけということを工事にあわせてしながら、施行をしていく必要があるというふうに私、今、設計上見た中で考えてございます。そういった安全対策をとりながら工事を進めていかなければならないというふうに考えております。

それと、平成20年度予定しております尾幌7号線の工事でございますけれども、終点につきましては、町道の敷地の境界のところまで、その後は、これはJRさんのほうの敷地となっております。構内道路というふうなものとなっております。線路等の維持管理、そのために使用されている構内道路というふうになってございまして、その手前、敷地の手前までを整備していくということになってございます。

それから、別寒辺牛道路の整備事業でございますが、これが今年度に終わるのかということでございますが、別寒辺牛道路の整備につきましては、平成22年度までの予定で進めていくところでございますので、20年ですから、まだあと2年かかるということでございます。

それから、特定財源の関係する事業でございますが、これにつきましては、今年度予定しておりますのが、床譚末広間道路整備事業、事業費5,700万円の事業費を予定してございます。この事業費のうち、交付金事業に当たるものでございまして、交付金の補助費が、臨時地方道整備交付金としまして3,420万円。

(発言する者あり)

●建設課長（佐藤課長） 予算書の中では3,420万円。

●谷口委員 国と書いてあるでしょう。

●建設課長（佐藤課長） というものでございます。

●谷口委員 床譚末広間道路、投資、国、地方債2,280万円と書いてある。これがそうだと  
いうこと。そうだと教えてくれればいい。

●建設課長（佐藤課長） そのとおりでございます。  
それから、除雪対策費の中での。

●谷口委員 これだけなの、道路は。

●建設課長（佐藤課長） それだけでございます。  
それから、除雪対策費が入っているものがあるのかということでございますけれども、  
除雪対策費の中にはこれに関連するものは入っていないというものでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。  
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 建設課長の答弁にちょっとつけ加えさせていただきます。  
道路特定財源、いわゆる国が言っている道路特定財源ということでございますが、厚  
岸町といたしましては、地方道路譲与税等、いわゆる揮発油税等から交付されるものが  
厚岸町では予算措置しております。その中には、当然暫定税率の分もございます。これ  
は、厚岸町の会計においては一般財源でございます。

国が言っている特定財源というのは、国の事業等にいわゆる充当する特定財源でござ  
いまして、厚岸町といたしましては一般財源扱いでございますが、道路関係経費、これ  
はすべての道路にかかわる今まで起債を起こした償還金ですとか、それから除雪対策費  
にかかわる人件費ですとか、すべての道路にかかわる経費に一般財源として充当。一般  
財源ですから、色はついてございませんが、例えば1億円の暫定税率分があるとすれば、  
道路に関係する経費にそれらがすべて充当されて、オーバーフローしてないということ  
を確認済みで、確認といいますか、オーバーフローしてないということでございまして、  
むしろ足りないという部分でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。  
10番。

●谷口委員 住の江町の道路の陥没なんですけれども、ちゃんとかまえていましたか。  
何か、でないかというような答弁されていましたが、けさ見たら、すごい結構い  
い大きさなんです。わかっていれば、もうきちんとあそこ、ガードされているはずな  
んです。そのくらい大きい穴があいているんです。このごろ穴がはやっていますか

らね、全国あちこち。きちんとやっぱり見ていただかなければ困ると思うんですよ。

ちょうど雨も降って、雪も解けて、そういうのが見えるようになってきたんで、やはりきちんと管理をしていただきたいし、もし事故等があったらでは遅いと思うんですよ。ですから、それはきちんと押さえていただきたいなというふうに思います。

そうすると、この住の江町の道路の改良事業、整備事業ですけれども、今年度のこの用地購入のほかに、まだ何か問題があるということなんですか。これで解決するということなのか、解決できない問題がまだあるということなんでしょうか。今年度、当初で予算が組まれていますけれども、この中で解決をして、来年度からは工事に入っていきけるということなんでしょうか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、尾幌の町道の終点なんですけれども、私が言ったのは、今、構内道路までというふうに説明されておりましたけれども、あそこの一帯、以前は鉄道の敷地だったと思うんですよ。あの裏のほうはね。ですけれども、その後、農協かどこかが購入されているのではないのかなというふうに思うんですよ。ですから、要するに線路と平行して走っているのを構内何とか道路って言うのかなと思うんですけれども、それまでなのか、それとも、その何十メートルか手前の、今、農協の住宅が何軒かありますけれども、そこまでを言うのか、その最終地点はどのあたりを指すのか、もう一度教えてください。

それから、別寒辺牛については、まだ3年かかるということですね。

それから、道路特定財源なんですけれども、大体、税財政課長の話なんかからもわかりますけれども、何となく漠らとした話だなということだけはわかりました。

ただ、ここに来て、国会の動き等を見ていると、暫定税率もどうなるか今のところちょっとわからなくなりつつありますよね。もしこれが進まなかった場合、当初予定したように国会のほうやらない場合、厚岸町にどんな影響が出てくるのか、その辺についてお尋ねしたいというふうに思うんですよ。

それと、もう一つお伺い、ここで聞いていいかどうかちょっとわかりませんが、25円の話が盛んに出ていますよね。これ、155円だったら25円というふうに聞いているんですけれども、厚岸町みたいに160円ぐらいで購入している場合は、その税率というのはもっと高くなるんですか、低くなるんですか。その辺はどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、道路特定財源が廃止された場合の厚岸町における影響、お話をさせていただきたいと思います。

今回の平成20年度の厚岸町の一般会計予算におきましては、道路特定財源の現行制度をもって予算編成をいたしておるところでございます。総額では1億6,372万円の歳入を見込んでおります。その具体的な歳入歳出予算事項別で申し上げますと、地方譲与税といえますのが1億2,700万6,000円でございます。さらに、自動車取得税交付金として3,671万4,000円を見込んでおるわけでありまして。合わせて1億6,372万円の歳入、これは税収分でございます。

さらに、先ほどお話しいたしましたとおり、床譚末広間道路整備事業5,700万円のうち、

6割の3,420万円を見込んでおるところでございます。

そこで、予算だけでなく、重要な課題があります。といいますのは、この床譚末広道路は、地方道路整備臨時交付金というもので予算化を予定をいたしておるわけですが、これは本年度の3月で時限が切れるわけでありまして、特定財源の中で。しかし、昨年の19年の12月7日で政府与党合意をもって10カ年の継続という合意をいただいております。そういう見込んでの今年度の床譚末広間道路であります。

しかも、5カ年計画を予定をいたしております。約10億円の予算を予定をいたしております。これも特定財源を予定をいたしておるところであります。

さらには、長年の懸案事項でございました国道44号線の整備、釧路根室間の整備が道路中期計画の中に採択されました。いよいよ本年度から着工という段階を迎えておるわけでありまして、厚岸町といたしましては、それぞれの懸案事項数多くあります。門静から尾幌までの歩道をつくってくれ。また、橋が狭いので橋を拡幅してくれという要望を承っております。私といたしましては、速やかに国に要請し、道路財源をもって整備をいたしたい、そのように考えておるわけでありまして、この道路特定財源がなくなった場合には、歳入は大きな穴が生まれると同時に、いろいろな事業ができなくなる、そういう実態であるということをおぼろげに懸念をいたしておるところでございます。

その他の用件については、担当から答弁をさせます。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 町長のほうから総体的なお話がありましたが、まず厚岸町への影響ということでございます。

町長のほうから当初予算の数字を申し上げたとおり、床譚末広間道路を除く地方道路譲与税、自動車重量贈与税、自動車取得税交付金、これが当初予算では合計1億6,372万円でございます。

ちなみに、床譚末広間道路の臨時地方道整備交付金を3,420万円足しますと、1億9,792万円となるところでございます。これが仮に今の国会で審議をされておりますが、暫定税率が廃止ということになった場合には、細かい数字はちょっと今、省略いたしますが、まず調整交付金、臨時、床譚末広間道路を除く地方道路譲与税以下3交付金については、8,666万1,000円と推定してございます。この根拠につきましては、国土交通省が平成19年度の決算ベースをもとに公表している数字をもとに試算したものでございます。

それから、床譚末広間道路の3,420万円がゼロ交付というふうになった場合には、8,666万1,000円となるのではないかと試算してございまして、影響額としては1億1,125万9,000円の簡単に申しますと歳入欠陥が生じるのではないかと、このような数値的な分析をしているところでございます。

それから、税率についてでございます。

税率については、委員ご承知のとおり、既に新聞報道等で53.8円という数字がいろいろ言われておりますが、これは国税、それから地方税に分かれてございまして、今、数字を言いますと、耳なれない数字が出てきますので、53.8円ガソリン税、揮発油税に限

って答弁させていただきますが、基本的には、揮発油税法に基づいて本則税率、それから租税特別措置法におきまして暫定税率が定められております。それぞれ指定は、ガソリンであれば、1リットル当たり例えば暫定税率を含めた価格でいいますと53.8円と。小売価格には採用されず、あくまでもリットル幾らという税率の定め方をしてございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私からは、住の江町通りのことについてお答えいたします。

道路が歩道が陥没しているところがあるということでございまして、きちんと押さえてほしいと。それ、早急にこういったものを対応しながら、押さえていきたいといふふうに思います。

それから、今年度で、平成20年度で用地購入をしたことによって、そこで用地購入は解決するのかということですが、あと残すところ1件でございまして、その部分が購入できれば解決がされるということで、平成20年度の用地購入をすることによって、すべて用地の購入が終わるということになります。

それから、尾幌7号線の工事の終点でございすけれども、質問者は地形的なことが大体頭に入っているかと思えますけれども、一番最後の家の過ぎたあたりがちょうど町道の終点、それからJRの構内道路の敷地の終点となります。そこまで整備をして終わるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 住の江町通りについてはわかりました。

それから、尾幌通りですね、今回の暫定税率の問題なんですけれども、今、課長、町長が説明されましたけれども、暫定税率は暫定税率なんですよ。それから、決まっている揮発油税等で納めなければならない税金はこれだけというの、もう決まっているんですよ。それをどう割り振っていくかということが問題であって、さっきから言っているように、25円が廃止することによって、もしこれがなくなった場合、どうなるんだということが問題なんですよ。そうでしょう。厚岸町に来る分が。

今、説明聞いていたら、物すごいお金がもう一気になくなってしまって、とんでもないことになりますよと。こういうのをおどしと言うんですよ。

ガソリンの税金どういうふうにかかっているか、詳しく説明してください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、ガソリン税につきましては、国、いわゆる国税と言われる部分、本則税率24.3円、暫定税率を含めまして48.6円、これにいわゆる地方として併課、あわせ課税するというものがございます。これが地方道路税としまして、本則税率4.4円、暫定税率含めま

して5.2円、これが加算されまして、53.8円という暫定税率を含めた税率となってございます。いわゆるこの差額が25.1円、25円10銭ということになるところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今、課長が説明されていますよね。約半分なんですよ。25円。暫定税率のほうがちょっと低いんですよ、53.8円ですから。そうすると、何で厚岸町に来なくなる金のほうが大きくなってしまおうんですか。そんなばかなことないんだよ。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 先ほどの説明で申し上げますと、地方道路譲与税で申し上げます。これは、先ほど併課というふうな表現を使いましたが、これは地方道路税ということで、国税の揮発油税に併課、あわせ課税をして、いわゆる本則税率4.4円のところ、0.8円が暫定税率で上乗せされ5.2円、これが地方道路税として、いわゆる厚岸町の予算であります地方道路譲与税として交付されるものでございます。この交付の割合が、都道府県が暫定税率で5.2円の税率で収納されたいわゆるガソリン税の100分の58、これが都道府県、指定都市に、それから残りの100分の42が市町村に全額交付されるものでございます。残りの53円80銭からこの5円20銭を差し引いた48円60銭、暫定税率を含めたガソリン税48円60銭は、すべて国税として道路特定財源として国が使用するものでございます。

したがいまして、1億円ということで、半分だから、要するに半分の税率なので、それ以上、床譚道路を除いて1億6,300万円から8,661万何がしということで、影響額7,755万9,000円になると試算してございますが、要するにガソリン税と、それから自動車重量譲与税もありますが、これらを総額しますと、このようになるということで、先ほど委員ご指摘の半分の税率等になるんだけれども、要するに半分以上の減額になるということでございますが、これら、いわゆる道路特定財源として、それぞれの税率を合わせ、国交省の計算式に合わせて試算しますと、このような数字が導き出されてくるということでもあります。

したがいまして、税率が単純に倍以下であるのに、倍以上の減額になるということのご指摘でございますが、それぞれ併課された地方道路税、いわゆるガソリン税に併課された地方道路税等の収納分にかかった交付割合がその後またあって、都道府県及び市町村に交付される際の率等も勘案しますと、このような数字が導き出されるということの試算でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ご理解したいんですよ。そういうふうになっていますから。結果的には、三位一体改革だとか何改革だとかっていっぱいやったんですよ。やった結果、痛みだけは地方にどんどん来ているんですよ。それで、地方に財源も移譲しましょうと言いながら、うまみのあるところは国がしっかり押さえていて、そして、その結果、この道路特定財

源も、もうそのいい例なんです。地方に来ていいお金まで国がしっかりと吸い上げて、そして、おまえのところにはこれだけやるよということはずっとやっているわけでしょう。これ、何の改革でもないんですよ。

そして、結果的には、事業費が、本当に厚岸町が事業をやりたいのがこんなにたくさんあるわけでしょう。ところが、その対象になるのは、そうなると、はっきり色がついてきているのは床譚道路だけということなんです。

それで、説明を聞いていけば、あかすの踏切直さなきやならないとか、除雪するのも困るでしょうと。前から言っているけれども、もう一度、道路に歩道をつけてくださいと地域の人が要望を上げて、厚岸町の議会で議決して、国に上げて、いや、あの道路は、あの構造からして難しくてできないと。だけれども、今、今度町長は、いやいや、今度44号線、いろいろなことがあったけれども、こういうこともできます、ああいうこともやることになりました。何か特定財源、この問題出るまでは、あれもできない、これもできないと言っていたのが、この税金の問題になった途端に、あれもこれもみんな含まれていると。こんないいかげんな話ないと思うんですよ。

本当に必要なものであれば、そういう対応をやってきた人が言えることであって、そうでない人が、急にこの問題が危なくなった途端に、あれもこれもみんな、あかすの踏切なんか、もう何十年も前からやっている話じゃない。厚岸町のせいではないけれども、やっぱり本当に必要な仕事、事業をきちんとやっていくという立場に立たないと、何かお金があるから事業計画だけ先に10年も先の計画をつくっておかなければならないというのではまずいと思うんですよ。

その辺では、私は、町長なんかは本当に苦労されて仕事をされていると思うんですよ。だけれども、そういうことに余り翻弄されるんでは、やっぱり私はまずいのではないのかなというふうに思うんですけども、その辺ではいかがなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 国道44号線の整備につきましては、私どもは釧路地方開発期成会といたしましては、北海道横断自動車道釧路根室間、今までは実施計画がなかったわけがあります。ただ、計画路線であったわけでありまして、しかし、本年度から計画から実施する道路になったわけでありまして、すなわち、国道整備ではなく、高規格道路整備という、高速化を含めた安全で安心な道路をつくる、その区間が道路中期計画の中に採択をされたということですので、私といたしましては、現在の44号線の既存道路を高規格道路化するということでもありますので、いろいろな要望につきましても、厚岸町長として要望しながら、速やかに整備をお願いを申し上げたいということですので、国道から高規格道路計画になったということですので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●谷口委員 全然よくないんだ。それは国道の話だけであって。

●委員長（音喜多委員） 答弁漏れですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。  
10番。

●谷口委員 今、町長が説明されたことは、私なりに理解をいたしました。ただ、私が言いたいのは、結果的に、今回こういうことで、今、大変な状況になっていると思うんですよ。そういうときに、厚岸町がしっかりとしたスタンスを持っていないと、こういう問題が起きたときに、さて、新年度どうするんだということになると思うんですよね。

ところが、これの税率の部分については、これは絶対動かされるものでないのかというものと、暫定税率で、これはちょっとしたら無理かもしれないということ、やっぱり分かれる場合も出てこないとも限らないと思うんですよね、ここに来たら。そういう場合に、私は特に町民生活に大きな影響があるこういう道路の事業ですから、その辺では、こういうことになったら困るんですよか、あるいはこの道路がこのままでは大変なことになりますよということもきちんと示してもらわないと困ると思うんですよ。それが、ただ暫定税率とばさっとかけてしまって、何でもかんでもみんな暫定税率になったんでは私は困るということを行っている。

それで、だれもわからないんですよ。この25円の問題が、もしなくなった場合にはどういうことになるのか、そういうことをきちんと示していただきたい。揮発油税というのは決まっているわけですから。わからないから、結果的にみんな困るんですよでは困るんです。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 道路特定財源の関係で、仮定の話として、町の直接的な影響がどこにあるのかというご質問と思います。

それは、先ほど町長、それから税財政課長が答弁させていただきましたけれども、床譚末広間道路の交付金を除いて、直接的には7,705万9,000円、これが厚岸町に入ってくるお金が減るということであります。

しからば、その7,705万9,000円はどこに使われているんだという議論だろうと思うんです。それは、先ほど言いましたけれども、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自

自動車取得税交付金というものが、この3つ合わさって7,700万円余りになるわけでありませぬけれども、この財源は、先ほども言いましたけれども、除雪にかかわる人件費でありますとか、既に3カ年、あるいは町の投資的経費の内訳でお示しをしているこの一般財源、ここに振り向けさせていただいて使用されているということでもありますから、このお金がなくなるということになりますと、それぞれ具体的に一々申し上げませぬけれども、それらに影響がしてくるということでございます。

●谷口委員 もういいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

昼食のため休憩します。

再開は13時。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

2目道路新設改良費、ほかございませんか。

進みます。

245ページ、3目除雪対策費。

13番。

●室崎委員 この冬は、除雪対策費という意味では、ありがたいことに非常に雪が降らなかった。もう降らないと思いますよね。

（「いや」の声あり）

●室崎委員 わからないですか。

まあまあ、恐らく、いずれにしても、降ったとしても、全体では非常に少なく済んだであろうと思われませんが、来年、そんな保証はないわけです。

それで、そんなわけで、今年は、例年のいろいろな問題が、雪が少なかったということで、余り出なかったようですが、大した話ではないんですが、1点お聞きするんですけども、例年、除雪をしても、まだ氷が残って、それで道路が滑るというような部分があるんですが、毎年危険だなと思う場所が、それは町内幾つもあるんでしょうけれども、私が目につくのは、前にも申し上げたことあるんですが、町立病院のほうから小学校のほうに行きますと踏切がありますよ。そこの踏切に入る部分が、いわゆる住の江町側といいますか、町立病院側から来ると、下り坂なんですね。しかも、あそこは上にアヤメ橋と言いましたか、橋がかかっている、ほとんど日陰なんで、非常に解けづらい。ブレーキをかけますと、すっと車が滑って、鼻が踏切の中に入るという事例は随分見て

いますし、そこで一たん停止をして、さあ出ようとする、滑って、尻を振って、思うようにすつと踏切から外へ出ていけないような状態が見えています。

それで、担当の方は、あそこのところで氷を割ったり、砂をまいたり、いろいろなことをなさっているんですが、町の中のうわさでは、どうもあそこのところの氷がいつもあるのは、JRのほうで余り砂や塩をまかんでくれと、線路が傷むから。それでこうなるんだというようなことをまことしやかにおっしゃる方もいるくらい、やっぱりみんな危険性を感じているんですね。

この点のほう、担当はどのように考えて、町としてはどのように考えて、どんな対策を、今年はまだ終わりだと思いますが、来期の冬に向けて、どのようなお考えかお伝えをいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町立病院の目の前の踏切のところでございますけれども、確かにちょうど町立病院側のほうから下りになっておりますので、それで踏切がそのまま接続されてくるということで、車があそこが滑りやすいということは、私どもも認識しております。

これは、毎年その時期になりますと、冬に入る時期手前になりますと、その辺の周辺の排水溝が、横断の排水溝が入っております。そういったものの点検、それからJRさんとも打ち合わせをしながら、常時、そここのところはほかの路線よりも監視を強めるといったことはしてきてございます。

それと、JRさんのほうで砂をまくなということは、私ども、そういった話は聞いておりませんので、通常、維持管理するのと同じように、砂と滑りどめ等はまいているというところがございます。

来年に向けてのこの対策、対応でございますけれども、これ、まず例年どおりの対応の監視は強めていかなければならないということで、ほかの路線から比べますと、その部分については、砂まき、滑りどめをまくというのは、ほかのところよりか多目に常時まくような形を対応しております。

それと、今年、試験といいますか、今年から滑りどめについても、物を少し変えておりして、今までは砂で対応していたもんですけれども、今、貝殻を細かく砕いた滑りどめは、町内の石材業者さんのほうでそういったものはつくりまして、それを今、まいているんですけれども、かなり滑りどめの効果があるもんですから、砂よりかかなり滑りどめの効果があるということで、そういったもので今度対応していこうかなというふうに思います。

それと、滑りどめ、滑りやすいところと急勾配のところはほかにもたくさんございます。厚岸木材の住の江丘陵公園に上がっていく坂、それとか国道40号線からコンキリエに入ってくるところ、あと、それから厚岸の神社のところ、そういったところもかなり急勾配になっております。平成19年度に、今、一応滑りどめ対策として、厚岸木材の上で上がっていくところについて、滑りどめの塗装といいますか、かなり目がざらざらした塗装を今、試験的に、今、やってみております。その効果、まだはっきりした効果が周辺

の方に聞きながら、その効果はどうなっているのかというのをちょっと今、聞いているところなんですけれども、その効果等があれば、そういうところにも、今の町立病院の下っていくところにもそういった措置をしてみたいというふうに思います。

ただ、それ自体、まだ効果が明確なものが出ておりませんので、その効果がはっきりした段階では、もし効果があれば、そういった処置も対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 まさかJR側が踏切事故が起こってもいいから、このところは砂や塩をまかないでくださいなんて言うわけがないんですよ。課長、砂しか言わなかったけれども、恐らく塩だって同じことだと思います。

それで、特に今、いろいろなところをおっしゃいましたが、そうだと思うんですが、あそこの踏切で恐ろしいのは、踏切の直前なんです。道路が海側から入ってきまして、Tの字になっていますよね、踏切の手前で。町立病院を巻いてくるような形の道路がありまして、そこでもって、交差点というか、Tの字になっています。それからまだ先の線路の近くのところがおっかないんです。というのは、全く日陰になってしまいますのでね。

だから、もしかすると、そこのところは、道路というのはどういうふうになっているかよくわからないんですけども、踏切用地かもしれない。そこのところはちょっとわからないんですけども、前には一度、三角形の金具を横に並べたような、がたがたとなるものをつけたことがあるんです。これは非常に滑りどめとしては効果があったようです。

ただ、夏もついていますと、走る車が不快だということがあったのか、早々に撤去されてしまったんですけども、場合によっては、冬の間だけそんなものをつけるとか、いろいろな方法があると思うので、それは今の舗装の問題やいろいろある、舗装の仕方というんですか、特種舗装のことや、いろいろあると思いますが、そういういろいろな方法を適宜検討なさって、特に踏切の中に車が突っ込んでしまって、動けなくなって、そこへ汽車が来たというような最悪の事態だけは何とか避けるようにしていただきたい。今年もちょっと恐ろしい時期が少しありましたので、これについては特にお願いをしておきますが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

いろいろな滑りどめの工法というのは、いろいろなものが出てきております。ただ、今、以前にも坂道でこういうブロック的なものを詰めて、針金でとめているようなことが町内かなり広範囲でやった例がございます。しかしながら、その針金が上に飛び出てきて、今度、タイヤをパンクさせるとか、そういった問題がございまして、私ども、それはもう採用できない。逆に、そういったものを取っていかうと今、しております。

それにかわるものとして、区画線のラインを引くようなものでの滑りどめを今、試験的にやってきているところがございます。そういったものをいろいろなことを研究しながら、ここの踏切のところも確かに危険でございますので、またそれよりまたいい方法等見つかりましたら、そういったものを含めた中で検討して、対応を図っていただければというふうに考えています。

●委員長（音喜多委員） 13番、いいですか。

次、9番。

●菊池委員 ここで除雪経費と除雪対策費の利用範囲について教えていただきたいと思えます。

先ほども室崎委員も言っていましたが、19年度の積雪量は非常に少なかったわけでございますけれども、今日まで除雪費にかかった経費、余剰予算が出た場合の措置、道路予算として、オーバーレイあるいは道路改良費として回すことになるのか。大雪で除雪出動した場合の1回の経費、それから除雪対策費2,030万円見えていますけれども、20年度、何回程度を見積もっているのか、その辺を教えていただきたいと思えます。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 除雪対策費の予算についてのご質問でございますけれども、最終的に余剰予算というか、使わなかった予算はどうするのかということでございますが、これ、当初予算は、まずこの2,030万円として予算を計上しておりますけれども、これは今、4月にかけて、5月までいかないですけれども、4月あたりにかけての中での非常時の予算計上としております。

それで、12月ごろになりますと、12月から1月、2月、3月と大きな雪が降ってまいりますから、その中で補正を計上して、予算をふやしていくといったスタイルで毎年やっているものでございます。

そこで、雪の状況によっては、12月補正予算で組んだ予算については、当然、雪が降らないと、それは使わないということになりますので、その年度の経費については、そのまま使用しなかったということで、次に回すといった形にはならないわけでございます。

それから、今、新年度予算、2,030万円のこの予算で、除雪がどの程度、何回程度見込んでいるのかということでございますけれども、今、この除雪につきましては、ほとんどが民間のほうに委託していると。それと、幹線道路については、町の管理維持係のほうで直接行うといった中で作業をしているわけでございますけれども、委託費、除雪の委託料としては1,100万円という予算計上してございます。

これ、雪の量によってかなり変わってまいります。一般的な雪、朝降りまして、夕方までにおさまるような雪であれば、1,100万円という程度であれば、1.5回程度、2回まではいかなくても、1.5回程度ぐらいになるのかな。1回出れば800万円程度はかかってくるかなと。雪によっては、多くなったり、夜間降ったり、それから風によっては吹雪

いて、雪がなくても、後から吹雪いて積もってくる、そういった場合もございますので、そうした場合には、まだまだかかってくるということで、大体、今、予算計上したのは、1回から2回程度を見込んだ予算の計上としているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 そうすると、1回出ると七、八百万円かかるということですね、大体ね。おおよそ。

それで、非常に雪がどんどん降る年であると、4回も5回も出るということになると思います。大体、今、この予算では3回程度だと思いますね、大体2,030万円ですから。今の話から分析しますと。そういう多い場合の対応は、どんどん補正で、除雪豪雪地帯の予算もらえるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

除雪がその年多い場合の対応でございますけれども、それは予算的なものにつきましては、補正を計上させていただいて、予算をふやしていくということになります。

今回、新年度予算で組んでいるのは、まずは当面4月、5月の雪に対応した部分として組んでいるものでございます。12月には、1月、2月、3月のその状況を見た中で、追跡した中で、予算を補正予算で計上しているというようなものでございます。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 財源のご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

除雪経費につきましては、交付税の特別交付税のほうに参入されるところでございます。毎年、特種財政需要、いわゆる普通交付税で算定されない経費として、土現に要望し、その経費について、特別交付税として交付されているところでございます。

●菊池委員 わかりました。いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●菊池委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほかはございませんか。

進みます。

3項河川費、1目河川総務費。

7番。

●安達委員 ちょっと、ここ、簡単にお聞きします。

尾幌川樋門と樋管の管理料、去年の半分くらいになってしまっているんですけども、ちょっとご説明願います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この尾幌川の樋門、樋管の管理の委託でございますけれども、これは町が北海道から委託を受けているものでございまして、それをその地域の自治会のほうに委託をお願いしているというものでございます。昨年までは、この点検回数が年に10回でございました。それを平成20年度から5回にしてくださいと北海道のほうからそういった申し付けがございまして、回数が減ったものでございます。

これの点検回数が減ったといいますのは、点検が4月に1回、それから7月から10月までの間に4回ということで、合計5回というふうに決めたということでございまして、4月は雪解けの時期、そういったときに水量がふえるということで、4月に点検をする。それから、7月から10月までは、やっぱり台風時期といったことがございまして、そういった危険性があるので、7月から10月の間に4回、合わせて5回としたものでございまして、回数が減っても、臨時的な措置、台風等の警報時、こういったときには臨時的な措置で点検をしていただくし、それから定期的な点検の減った部分につきましては、土現自体のほうで直営で点検をしていくというふうなことで言われておるものでございます。

●委員長（音喜多委員） 7番。

●安達委員 結局、北海道も金がなくて、どうにもならなくて、こういうことになったんだろうと思います。ただ、私の地域としては、予算半分になったから、今までの半分しか管理しないということではありません。やっぱり地域、自分らの町ですから、必要に応じてはやります。ただ、これはそういうことでやむを得ないと思います。

そこで、操作は、これ、非常に難しい操作なんですよね。去年も課長と担当課の方が来ていただいてやったんですが、非常に難しい。それで、その操作は自動と手動と両方あります。いざとなったときには、これは物すごい嵐のときだったんです。そういう中で、あそこの操作せんきゃならん。操作の仕方は、あの場所には書いてあるんですよ。あの嵐の中で、あんな小さい字で読めるわけないし、ちょっと、かえってふだんの練習とか、訓練のときはできるでしょうけれども、いざという実際にそれを作動せんきゃならんという場合、あれじゃどうもならないんで、何かわかりやすい図解かなんかみたいな形で、自治会のコミセンもしくは消防庁舎に大きく張りたいと思うんですけども、その辺どうでしょう、町のほうでそういうのをつくっていただけませんか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この樋門、樋管の誤操作でございますけれども、確かに難しいようでございます。私も一緒に点検したときには、なかなか自分でやれといったら、ちょっと戸惑うかなというところもございました。

それで、いざというときにわかりやすい図面を作成して、集会所とかそういうところに張れないかというご質問でございますけれども、その辺、まず、もとは北海道士現さんのほうで管理されて、委託しているものでございますからして、まずそちらのほうと相談をしてみます。そうした中で、私どもも一緒にそういった図面等ができれば、一緒に対応していく中でつくって、そちらのほうに張りたいと思います。

ですが、やっぱりいざというときはそれも見ている暇がございませんので、できる限り皆さんの中でそういったものを頭に入れておいていただいて、即時対応できるようにしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●安達委員 お願いします。

●委員長（音喜多委員） いいですか。  
10番。

●谷口委員 今はこれ、上尾幌のを言っているんですか。前、門静にもあったと思うんですけども、今もあるのかな。これはどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今は上尾幌の樋門、樋管の管理でございますして、門静のほうにもございます。門静につきましては、門静自治会のほうに委託をお願いして、同じようなスタイルの中でやっているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 門静なんですけれども、下水道工事で排水を行いましたよね。それで、あれ、一昨年で終わったんですけど、下水道工事は。それで、そのときに説明されておりましたけれども、行く行くはあそこの昔のデッキに行く道路というか、道路ありますよね。石山に行く道路と、もう一本、デッキのほうに向かって行く、デッキって、正式に何と言うものがわからないんですけども、あそこで区切るような話をされていたような気がするんですけども、それはその後どうなっていますか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

門静の雨水の部分でございますけれども、これは公共下水道事業で雨水整備として、

浸水対策の雨水整備として整備をしたものでございまして、今ご質問があったのは、デッカに行く道路のところまでやるのではなかったのかと。

- 谷口委員 いやいや、そういうことではない。
- 建設課長（佐藤課長） という質問ではないということですね。
- 谷口委員 うん。
- 建設課長（佐藤課長） ちょっと休憩を。
- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時23分休憩

午後 1 時24分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。  
建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 公共下水道事業で整備したこの門静の樋管の整備でございますけれども、今、質問者がおっしゃましたとおり、デッカのところまでの、計画的には、そのところの近くまで整備する計画はございます。そこでデッカまで行くまでの間に道路に横断管が入ってございます。それは、今までそちらのほうからその横断管を通して川のほうに流れて向かっていったと。今度は、門静の雨水を整備することによって、流れを完全に換えまして、そちらに流れていかないように、そして海の、門静の前浜のほうに流れていくような仕組みに変えたものでございます。  
そうしたことから、当然、あそこのデッカに通じるところの横断管については、もう必要がないわけでございます。そこはもうとめると。逆にとめなければ、川のほうが水位が上がったときに逆流してしまいますので、あそこはとめていくといった考えを持ってございます。  
それと、今、整備が途中の、あそこは門静集会所の裏手ぐらいのところにとめてはおります。というのは、周りの地形が、ちょうど排水口がだんだん勾配ついて上と叫ますか、だんだん勾配ついて上がっていくところです。全体の地形を見ますと、排水口自体は周囲の国道とか家の建っているところから見ますと下がっていますので、水はそこに集まるようになるんですけども、今の地形の現状では、周りとその排水路につくあたりの周辺は地盤が低くなっています。造成をされてないわけでございます。そうしたことで、今、そっちの先まで造成をしても、その排水口から水を飲むといったことが現状ではできない、その当時ですね。そういうことによって、今そこでとめているといったものでございます。

将来的に、あの辺の周辺が造成されて、敷地がある程度前後の高さぐらいになるとなれば、あの排水口を入れていくことによって、そこにまた水が飲んでいけるといったこととなります。今の段階では、それを進めても、そこで飲み込むことができませんので、それは意味がないといことで、今、その集会所の裏のところで工事をとめているというものでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、いや、今、説明聞いてわかりましたけれども、以前に説明したときは、水が川のほうから来ないようにとめてしまうんという説明だったですよ。ところが、それがまだなっていないということですね。とめているんですか、完全に。

それと、今、課長が説明されましたけれども、今、門静の集会所の裏あたりまで排水溝の工事は終わっていると。それで、あの地域の人から言われているんですけども、その先の工事について、きちんと地域の人に説明されているんですか。言ったんだけども、わかってくれないというような話をさんざんされたんですけども、その辺では、地域の人に詳しく話はされているんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時28分休憩

午後 1 時31分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） 門静のこの排水の関係、私からご説明いたします。

この工事、17年に終了いたしておりまして、川からの水は完全にとめてございます。それ以降の湿地の部分等どうするかということの関係につきましては、17年終了後、自治会長さんにご説明したのみで終わっていることでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 やっぱり、できれば地域の人ときちんと懇談会を持って、関係する人がいるわけですから、それと事業がどういうふうに進んでいくのかということがやっぱりわかることが大事だと思うんですよ。それで、一部の人だけが知っていても、地域の人全体に話が行き渡ればいいんですけども、そうならないときに、やっぱりさまざまな問題が出てくるとお思いますので、できれば近いうちにこの説明をしていただきたいというふうに思うんですけども、お願いしたいとお思います。

それから、もう一つ質問したのは、別寒辺牛川の事業ですけども、今年度の予算な

んですけれども、もう一度調査の委託料、これについて、もう少し詳しく説明をしていただきたい。それに基づいて河川工事が行われるんだと思いますので、まず、この調査委託料について説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 門静地区につきましては、大変遅くなってしまいましたが、近いうちに説明させていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私から、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、これの調査委託の内容でございますけれども、ご説明いたします。

これにつきましては、まず平成20年度の別寒辺牛川水系下水砂防施設整備事業といたしますのは、まだ予算は凍った中で、北海道の防衛局の中でこの予算を入れてくれとなっただけで、まだ暫定的なものでございます。

調査内容につきましては、今、平成19年度で繰り越した事業がございまして、その調査をやった中で、年度不足の部分を一部やっている。それと、あと残りについては、21年度のほうに繰り越しをしていって、21年度4月からすぐ対応できるようなまず方向での考えでございます。

それで、今、この調査内容で考えているものでございますけれども、1つが、河川調査がございまして。この河川調査は、堆積土砂調査、それからイトウ産卵床、それから親魚遡上、それから稚魚降下、それから降雨影響調査。

（「何」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 雨の降る降雨影響調査、それから水底質調査、そういったものがまずございます。それは河川調査としての中の内容でございます。

それから、土砂生産源の対策を施す上でのどういった工法をとっていけばいいのかという、そういった検討調査がございまして、その内容としましては、今、3月から5月にかけてつくりまして、沈砂池を今、つくりまして。それをできたものに対して、どういった水が流れるか、どれだけ土砂が捕獲できるか、そういった調査を工事完了後から引き続いて調査をしてまいります。そういったデータどりをしていくと。それから、土砂量観測、それから流出解析といった解析等も含まれてきております。それと、微細土砂、非常に細かい土砂、こういった土砂が生物や環境に及ぼす影響の検討、こういった内容が含まれてございます。

それと、もう一つとしましては、土砂生産源対策の実施設計、これは今、計上想定しているのは、また沈砂池を今、設計するといった形でもって、予算の中に計上をしている、こういったものが委託料の内容となっております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この影響調査なんですけれども、遡上だとか降下だとかというのを調べるわけですよね。そうすると、これは1回では済まないと思うんですけれども、何回ぐらいを予定しているのか、それについて説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

イトウの遡上調査が1回、2回ではない。

●谷口委員 遡上と降下と何回やるの。

●建設課長（佐藤課長） これ自体は、1週間に1回の範囲の中で続けていくという形になってございます。それですから、期間もございまして、総体的な件数は今、合計ちょっと出しておりませんが、1週間に1回、それで期間については、4月から7月までの間といった形で考えているというものでございます。

●谷口委員 わかりました。いいですよ。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

9番。

●菊池委員 汐見川改修事業でお聞きします、何点か。

汐見川は最終どの辺までいって、あと何キロ予定していますか。それが1つと、汐見川に途中で瓢箪沼があります。これは調整池でございましてね。前に一般質問並びに予算委員会で質問して、答えてもらったんですけれども、原状復帰にするべく、なるべくきれいにしていくということでありまして、大分よくなってきてまして、最近はおオサギやカモが時々遊びに来ます。一度生物調査をしてはいかがかということに対して、前北村建設課長時代は、一度そのようにやってみるということでもございましたけれども、その後どのようなになっているか。

それから、厚水グラウンドが今、整備される予定でございましてけれども、そっちのほうに侵入していかないのかどうか。

それと、山崎課長時代に、補助率が少ない事業ではあるけれども、完成見込みについては、平成十二、三年ごろと言っていたんですけれども、もう20年ですから、8年オーバーしていますが、予定はどれぐらいになるか、そのあたり教えてください。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 汐見川の改修事業についてのご質問についてお答えいたします。  
まず、今、汐見川がどの辺までできているかということでございますけれども、議案第1号の説明資料、事業箇所図というのを事前に配付しているところでもありますけれども、そちらがもしお手元があれば、まずそちらのほうをごらんいただければと思います。

（「ちょっと待ってください」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 1ページにあります。ちょうど1ページの一番最初のほうにあります。

そこに、1ページのほうで、ちょうど中央から少し下側のほうに引き出し線を出しております汐見川改修事業護岸工、延長60メートルということで引き出しをしてございます。ここが平成20年度整備をすることでございまして、この地点から厚岸湾のほうに向かった側は整備が完了しているというものでございます。

それと、ちょうど少し右手のほうにあります、ちょうど有明団地に入っていく道路、その反対側にあります、汐見川のほうになります。そこにちょうど橋がかかっています。その橋のかかっているすりつけの前後については、整備が終わっているというものでございます。

計画的にいきますと、現在の整備の状況では、全体計画でございまして、平成27年度までの予定となっております。19年度までの施行済みでは、全体計画、護岸工の延長としましては2,212メートル、19年度までの施行済みでは1,405メートル、20年度以降残りとして747メートルというふうになってございます。

それから、生物の調査ということでございまして、これにつきましては、今、建設課のほうにおいては、この瓢箪沼のところですか、そこに対する生物調査といったものは今、まだ行っていないこととございます。

●委員長（音喜多委員） 答弁漏れありますか。

●菊池委員 厚水グラウンドにかかるか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

水産高校のほうのグラウンドの整備でございまして、それに対する影響はないのかということでございまして、これにつきましては、まだ細かな施工方法、そういったものは私のほうではまだ見ておりませんので、概略の図面は一度見せてもらっておりますけれども、実施設計の図面等はまだ見ておりませんので、その辺は、細かいところ

でどんな影響があるかというのは、まだ明確なものは出てきませんが、学校側のほうでは、当然この工事をやる時には、川のほうに影響のないような対策をしていたきながら工事を進めていくというふうになるかと思います。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 わかりました。

瓢箪沼の件なんですけれども、非常にあの時点で、平成二、三年ごろから物すごい汚い状態だったんですけれども、今、10数年間たちましたけれども、非常にいい状態になっております。あのころは、私自身が幼少のころは、ヤチガモだとかフナ、ゲンゴロウ、アメンボウ、蛍、トンボ、これらがたくさん住んでおりました。

ご承知のように、あのよう干場あるいは住宅が密集するようになってきてから、非常に汚れたんですけれども、改修に改修を重ね、そして汐見川がずっと上っていくに従って、調整池としての役割と、それと原水がきれいになってきたということは確かに認めるわけがございますけれども、どの程度原状復帰になっているか、水質がどうなのかということに対して、生物の調査が一番いいから提言しまして、一度調査したらということで頼んでおったんですけれども、前向きに検討するような話になっていましたので、あれからも数年たっております。一度何らかの形で生物調査をしていただきたいなど。それと、またそれにあわせて底の汚泥関係、それらについても検証してみる必要があるんじゃないかと、このように思います。今、住みよいまちづくりのためには、環境の整備も大切でございますから、その辺も加味した中で、ぜひ進めていただきたい、このように思います。

あとはいいかな。いいですね。その辺、ちょっと回答願います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 瓢箪沼の生物調査ということでのご質問でございます。

確かに、今まで、以前そういった生物調査を行うといった答弁等があったということ、その辺はちょっと確認してございませんでした。その辺、調査をいたしまして、またこの生物調査、どういった中での生物を調査していくかということのも、また吟味する必要があるかと思います。それから、水質関係、それから水底質、下の汚泥のたまりぐあい、土質等、こういったものも、ちょっとどういったものでやっていく必要があるのか、また水質につきましては、前後の排水、前後の入ってくる水については、下水道のほうで毎年毎年試験をしている、データどりをしていく経過がございますので、そういったものは、そのデータ等を利用して、経年変化の状況を見ていきたいというふうに思います。

生物調査につきましては、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 私がなぜ生物調査に固執するかといいますと、せっかく進めている事業で、ご承知のとおり、あそはアキアジが結構上るような状態になって、きれいになったという状態で、きれいなところでなければサケは上りませんね、どちらかという。汚い水には上っていきません。そういう面で、非常にあそこにサケが上るようになったということは、きれいになってきている状態のことを示しているわけでございます。

あの山の周辺に道立自然の家というのがあります。あそこに登っていく道路から見ると、年々きれいになっているのがはっきりわかります。将来の学習する子供たちのためにもやはりそういうことも加味しながら、生物調査をするということは、そういうこともやっぱり一応自然と親しむ状態になるために、それを利用できるような沼になってほしいなという願いもあるもんですから、聞いているわけでございます。その辺の姿勢をひとつお願いします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

確かに、あその瓢箪沼といいますのは、いろいろな生物等がございまして、それから汐見川の調整池的な役目も果たしているということの重要な池等でございます。

生物調査等の内容でございますけれども、私もちょっと今、この辺、どこまでの調査等をしていけばいいのかというのを少し今、勉強の不足でございます。ちょっと時間をいただいて、その調査等勉強していきたいというふうに思いますので、もう少し時間をいただきたいというふうによりしくお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） わかりました。前向きに検討していきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

9番。

●菊池委員 検討するということがございますが、いつごろまでにできるか、一応その時期、タイミング、1年後になるか、今年中になるか、それはまたこれからの予算次第だと思いますけれども、関係機関と相談すると、割とやる研究をする要領についてわかると思いますので、なるべく早目をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えいたします。  
関係機関とそういったデータ等、それから調査方法等研究いたしまして、前向きに検討していきたいというふうに思います。
- 委員長（音喜多委員） よろしいですか。  
13番。
- 室崎委員 ちょっとしり馬に乗って申しわけないんだけど、今の汐見川及び瓢箪等の調査の関係ですが、今の議論聞いていると、全くやってないということを前提にしての論議だったように思うんですが、そうなんですか。
- 委員長（音喜多委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 試験等はやっていないということでございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 建設課のほうにそれを言っても、ちょっと無理かなという気もするんだけど、学術奨励金の事業として、トゲウオの調査をやっていますよね。そのトゲウオのフィールドの中に入っていないませんでしたか。
- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 1 時54分休憩

午後 2 時05分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開いたします。  
環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。  
別寒辺牛湿原の学術奨励補助金におけるトゲウオの調査の対象として瓢箪沼が入っていたのではないかというご質問の趣旨だと思いますが、このとき、16年度の調査における調査対象には、瓢箪沼は入っていないようでございます。その前の、それに連なる海からいわゆる汐見川までの間において調査があったということでございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。
- 室崎委員 私、だからそのところ注意しながら言ったですよ。瓢箪沼に限定してなん

て言ってませんよ。だから、瓢箪沼、汐見川の一帯についても、調査の体系の中に入っていたんじゃないかということを行っている。

それで、それは今、菊池委員のほうと言った総合的な生物調査とは確かに違うとは思いますが、何にもありませんということにはならないでしょう。そういうものが既にあるんだ、我が町にはね。

それから、そのほかにもそういうようなものはなかったんですか、今までに。例えば、教育委員会関係ではどうなんですか。

●委員長（音喜多委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 教育委員会が行っている調査だと思いますが、瓢箪沼の関係でいきますと、緋鮎の調査をしておりますが、瓢箪沼に関してのトゲウオ等の調査に関しては行っておりません。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 いいんですけれども、要するに、今、議会側のほうからは、瓢箪等と言うけれども、行政上はどこかで線引しているかもしれないけれども、水は全部つながっているんですよ。生物は行ったり来たりしているんですよ。そうすると、汐見川と入れているところ、瓢箪等と言われているところ、今、実態はどうなっているのか。随分きれいにいなくなってきて、そのところでは、もうひところは見えなかった生物も大分復帰してきたじゃないか。

だから、きちんとした調査したらどうかというときに、建設課は建設課で、河川管理の立場からいろいろと考えていると思うんですけども、やっぱりそれぞれ事務分掌があってあると思うんですよ。そうしたら、生物調査というものに関係するそれぞれのところが、やはり正面からそういう答弁を受けとめて、今、河川総務費でやっているから河川管理の話だけでいいわいなということにはならないかということを行っている。

そうしたら、もう既にそうやって相当レベルの高い学術調査もあの地域には入っているわけですね。だから、その程度のことには答弁の中に入れておいていかがですか。そして、そういうものを発端にしながら、また新たな調査を行うかどうか、総合的な調査を行うかどうかということが考えられていくわけでしょう。それが河川管理の問題の項目で聞いたら、河川管理の話に終始して、そしてそこまで言うんだったら、関係機関と協議して考えてみましょうと河川管理の担当者は言うでしょう。それはそれでいいんですけども、そのときに、いやいや、私のほうの管轄になるけれども、こういうようなものがあるという程度の答弁は、やはりきちっと出てくるんでなければ、建設的な議論できないでしょう。そのことを言っているんですよ。

だから、汐見川のこのところまでは調査してないけれども、このところからはというような話にはならないと、そういうことですが、いかがですか。

●委員長（音喜多委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 議員おっしゃるとおりでございます、そういうときの配慮と  
いいですか、連携をきちっとして、この調査というものをきちっと検討したいというふ  
うに思います。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

進みます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費。

3目下水道費。

5項公園費、1目公園管理費。

10番、公園管理費ですか。

10番。

●谷口委員 これ、今、公園管理費に児童公園も全部含まれるんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

ここの予算で計上しています公園管理費でございますけれども、これは児童公園、今、  
街区公園というふうな名前になっておりますけれども、もとの児童公園的なものでござい  
ますが、それは8カ所入っております。そのほか、近隣公園、近隣公園というのは、  
住の江の近隣公園、近隣公園と言いますけれども、そういった近隣公園、そのほか、ち  
よっと離れたところの上尾幌等の公園等も含まれたその他の公園として3カ所、合計で12  
カ所が入っております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 街区公園が8カ所に近隣公園が何カ所だか、全部で12カ所ということなんで  
すが、例えば、以前から話題になっておりますけれども、宮園のあそこ、何と言いました  
かね、お寺の下の公園は。あそこは何公園ですか。中出商店の向こうなんです。あれ  
は何公園に入る。近隣公園に入るのか、その他公園なんです。何なんです。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私のほうからお答え申し上げます。

あそこは、旧国鉄、いわゆる清算事業団の用地をお借りをして、地域が運営している  
公園でありますので、建設課で管理所管する公園からは除外をされております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、町が管理する公園と地域が管理する公園と、例えば街区公園は、申しわけありません。街区公園から順番に、どういうふうに管理するのか教えてください。何かわからなくなってしまった

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 街区公園でございますけれども、今、8カ所あると申し上げました。多分、その公園、どんな公園があるのかということでございますけれども、港町1号公園、それから港町2号公園、それから白浜公園、それと若竹公園、それから住の江公園、それから湾月町児童公園、それから梅香町児童公園、それから奔渡町公園、以上8カ所が街区公園と言われるものでございます。

●谷口委員 それから、近隣公園というのは。近隣公園と、それからもう一つ何だかと言ったでしょう。教えて。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） それから、近隣公園につきましては、住の江丘陵公園、それからその他の公園3カ所と申しましたけれども、これにつきましては、1つが太田農村公園、それから上尾幌の児童公園、それから白浜団地の公園、これがその他の公園として3カ所でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 住の江丘陵というのは、パークゴルフ場のところですか。

それから、白浜団地というのはあそこでしょうか。この間、話をした草を主体にしている公園のことを言うんですか。

それから、あと宮園の先ほど言ったような管理の仕方をしている公園というのは、そのほかではないんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、住の江丘陵公園でございますが、それはパークゴルフ場のあるところですか。山の手の高台のところにある公園でございます。

それから、白浜団地公園と申しましたのは、質問者おっしゃったとおり、この間質問等で出ておりました白浜団地造成に伴ってできた公園でございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 地域運営で管理されている公園形態をなしているところですが、山の手の集会所の向こう側が、花壇の整備も含めて、一応公園の形態をなしているところがございます。これは、地域で整備をされている。

そのほかに、神社の上にあります宮園丘陵自治会が管理しております公園も、お寺の下の宮園の公園と同様の地域管理の公園でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、地域によっては、管理がだんだん大変になってきているというような話がありますよね、宮園なんかを見ていると。それで、その後、こういう公園については、地域の人とお話し合いをしたことはあるんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 管理が大変だというお話のことですが、具体的には宮園中央自治会が管理していらっしゃる、いわゆる先ほどの清算事業団から用地を借りているところですが、具体的に申し上げますと、子供たちも少なくなっていて、当初、地域が子供たちの安全のためにここに公園を欲しいという熱い思いで公園を整備をし、管理をしてきた時代からいいますと、現在、小さな子供たちが少なくなった。そのことによって、どうも地域の熱が、管理に対する熱意も、みんなで支えようということになってきていないという話はございまして、私どもも、公園の整備のあり方について、地域の三役の方たちとお話をしてきた経過があります。ただ、実務上のお話としましては、今現在、小学校低学年のお子さんがいなくても、会員のお孫さんたちが夏に来て、公園を利用されて、おじいちゃんと楽しく遊んでいる、あるいはおばあちゃんと楽しく遊んでいるという光景もございます。そういう意味では、今のところ、自治会主体で草刈り等の管理をしていただいて、利用にたえる形態に努力をしていただきたい。そのために、あそこは宝くじの資金を利用しました遊具も配置をしております。そういった遊具の安全の問題については、町も入って一緒に管理をさせていただくということでお話ししているところでありまして、ほかの山の手、あるいは宮園丘陵については、そういった状況にはございませんので、具体的に相談を受けてはおりません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 あと、もう一つお伺いしたいんですけれども、公園というのか、道路というのか、真栄町の幅の広い道路の中なんですけれども、地域の方は、子供たちは真ん中公園とかって言うんですけれども、お年寄りの方々が掃除をしたり、一定の手入れなんかをして、暖かくなれば、あの辺でお年寄りの方がくつろいでいるというような光景が見

られるんですけれども、ベンチだとか、あるいは石だとかが結構壊れてきているんですが、今後、あそこはどういうふうになっていくんでしょうか。あれをずっと引き続きあのようなことで管理をしていくのか、今後何か道路等の新しい考え方があるのか、それについてちょっとお尋ねをしたいですが。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今ご質問のあったところは、真栄町中央通りでありまして、その中の道路の一環とした広場と。あくまでも道路とした管理の主体のものでございます。

確かに、ベンチ、それから花壇、あれはれんがで積んだブロックの花壇でございます。ベンチにつきましては、平成19年にベンチがかなり老朽化してございましたので、それは取りかえてきた次第でございます。

ただ、花壇のれんが等は、まだかなり壊れた状態の部分が出ております。そうしたものは、また20年度にあわせて中で随時補修をしていきたいというふうに考えてございます。

今後、どのようになっていくのかというご質問でございますけれども、私どもも、あれは道路の一環の広場とした中で、今の状態、それを随時維持をしながら、また、今あそこの広場的には、花を植えたり、お年寄り方が、高齢者が何人か、そういったような場にもなっておりますので、そうした場所がそのまま保てるように、花壇等が壊れていけば花壇等を直しながら、今の状態を保っていききたいというふうに考えてございます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかは。

進みます。

2目公園事業費。

4番。

●高橋委員 ちょっとお尋ねをしていきますが、松葉町憩いの広場なんですけど、これはあれですね、公園じゃなくて、憩いの広場ということで、多目的事業に使うということで、今、建設をしているわけなんですけれども、これはまちおこし事業等にも絡む関係から、こういった施設をつくっていかうとしているのか。

何年か前に湖南地区の松葉町通りの町並みを変えようなんていう大変膨大なコンサルタント計画がありまして、それがいつの日か何か消えてしまったと。その後この問題が飛び出してきたんですけども、町が財源を使ってやるわけですから、これはあれですかね、やはりまちおこしを重点とした取り組みの一環と考えてよろしいのでしょうかね。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今、この松葉町憩いの広場でございますけれども、これはまちおこし事業という観点、そうした中では、中心市街地活性化、そういった観点の中からこの事業を進めてきているものでございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 そうしますというと、中心市街地の活性化に伴うところの事業の一環としてやるわけですから、これ、もちろんやはり観光というか、商店への活性を図るための推進というふうに考えればいいのか。それを中心にやろうとする事業ととらえていいのか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

当該地区については、中心市街地活性化計画に基づいて、地域に新しい動線も含めて商店街を活性化のためという形の中で計画づくりを進めてまいりました。しかし、それにあわせて、当時については、あそこは土地区画整理も含めながら、大規模に町並みを変えていこうという形でいたんですけれども、いろいろな事情というか、法やなんかの規制等の問題もございまして、全体的な計画を進めるには至らなかったという形の中では、しかし、やはりあの中心市街地を、やはり商店主の方々もイベント等を行うというような形も含めて、そういう場所をつくっていただきたいという形でもあましたし、さらに町並みに入るための歩道等のグレードアップもしていただきたいという形の中で、計画づくりをし、行っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 商店からの要望があり、そういったイベント等の開催も中心にしたいというような考えで進めていると言うんだけど、私が思うには、道東観光のいろいろな機関が、やはりこの道東、厚岸町の場合は、味覚ターミナルを通過してアイカップまで行くんですよね。

そして、本州のお客様は、厚岸町の湖南地区に入っても、言うなれば、そういったイベント的なところがないし、もしそういうところがあるならば、やはり町の活性化にもつながるわけだから、そういうところにバスをとめてもらうようにというお話も私個人のところへは来ているんですけれども、町のほうとしては、そういったせっかくイベント広場をつくるわけですから、そういった観光客ですか、そういったものの受け入れというものを考えていらっしゃるんですか。

その施設のそこへ泊まって、そして、商店の方々には、そこに何年何月何日に、何時からの間にそこに来ますよと。では、そこにたまたまいろいろな商品を持って行って販

売るとか、そういった計画はあるんですか。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、まず方向的には、やはり商店の方々も、ただ町の姿勢から、ある程度そういう場所を使って、今、テント市等も開いております。そういうものが定着しながら、そのものが厚岸町の産品を売るとかという形にどんどん結びついてきますと、当然、そういう中に対して、地方からも集客しようという形にやっばりなっていくのが一番すばらしいことなんですけれども、今、現段階では、自分たちの店の扱っている以外のものも含めて、テント市等が行われている。

それと、商店会等が行う盆踊りであるとか、そういうものの利用に限られてきているのが今、現状でございますけれども、やはり今の段階では、駐車スペース等もなかった分、今年度、駐車スペースなども確保できるという形の中では、よりまた地域に合ったイベントなりを地域の推進協議会等の中で検討しながら、実施していただきたいというふうに考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 今、課長の答弁にもありましたように、やはりここは公園じゃないですよ。イベント広場という一つの目玉的な、町長はいろいろな施策の中で、まちおこしをやはり真剣に考えてもらってということから、こういった施設をつくり、広く厚岸町のまちをPRするためにも、そういった形で商店の方にも協力してもらってやるんだという目的ではなかろうかと思うんですね。

私、いろいろな関係で、個人的にそういった観光会社との提携があるものですから、例えば神奈川県、あるいはまた関西が多いんです。仙台とか、あちこちから問い合わせがあります。そして、実際にはもう去年あたりは相当来ています。もちろん、大半が、ご案内のようにコンキリエへ入っています。もちろんアイカップにも行ってますから、だから町の中心部に寄りたいと言うんです。

だから、その中で、今、公園じゃなくて、イベント広場を建設中なんで、駐車場のスペース等ができれば、恐らく町としても考えてくれるだろう。でも、我々個人としても、全面的に来るものには反対しませんので、ぜひ寄ってもらえるように、町に寄ってもらえる、足をとめて、いいんじゃないですか。おしっこをして帰ったっていいんじゃないですか。そんな感じにいるんすよ。ぜひ、せっかく厚岸町の本町、しかも北海道としては非常に歴史のある町だから、もっともっと湖南地区を探索したいという、そういった要望等があることを申し添えておきますけれども、その辺も十分に配慮した上で、イベント広場の活用については、十分にひとつ考慮してもらいたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） 委員が言われたとおり、当然、地域の方々、地域商店の方々も、そういう生かし方ということを進めていかなければならないというふうに考えてございますので、十分その辺は活用の仕方を打ち合わせしながら進めていきたいというふうに考えております。
- 委員長（音喜多委員） 4番。
- 高橋委員 ぜひ担当がかわりまして、よろしくご協力のほどお願いいたします。
- 委員長（音喜多委員） 町長。
- 町長（若狭町長） 今、高橋委員から要望ありました新しい憩いの広場の利用の方法、私も大変うれしく思います。そして、声が上がることによって、地域が活性化するわけでございます。お話がありましたとおり、本年度は駐車場も予定をいたしておるわけがあります。そういうことで、当然そういう要望にこたえられる広場として、地域の方々はもちろんのこと、多くの方々にご利用いただきたい、そういうふうに考えてございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 委員長（音喜多委員） いいですか。  
ほかございませんか。  
進みます。  
13番。
- 室崎委員 松葉町憩いの広場については、どういうことをやるのか大体わかりました。  
子野日公園事業1,700万円というのがここに出ていますけれども、これはどんな内容の事業を今年やるんでしょうか。何か資料を見ますと、散策道路というような書き方をしているんですが、どんな散策道路のどんなところへどういうふうにつくるのか。
- 委員長（音喜多委員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（北村課長） 子野日公園整備事業は、18年からの継続で、本年が最終年という形になりまして、一応、今年度の散策路というのは、子野日公園に入って、山の上を、厚岸湖内を見おろせるような形で、ずっと周遊できる。今までは上に行ったら戻るしかなかった分を、回り込んで、バーベキューハウスにおりてこれるように、せっかく散策したんだから、戻るんじゃなく、おりれるような形の周遊の散策路を整備したいということで考えてございます。
- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 それで500メートル程度で全部つくんですか。これ、L500メートルと書いてあるんですけども、それ、長さでしょう。そうすると、入って右側のところから、尾根伝いにずっと行って、バーベキューのところまで行って、500メートル程度になるわけですか。

(「確認します」の声あり)

- 委員長(音喜多委員) 休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

- 委員長(音喜多委員) 再開します。  
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長(北村課長) すみません、時間をとらせてまして。

今、委員言われたように、右側から上がって、尾根の上部、ちょうど桜の苗木やなんかを植えているところまでが、一応2メートルの幅で舗装での歩道整備と、それからおりてくる分については、木道、階段等の整備で、延長が500メートルということでございます。

- 委員長(音喜多委員) 13番。

- 室崎委員 やっぱりぐるっと回って、終点までで500メートルなんですね。まだまだ距離があるようなイメージがりますけれども。いや、わかりました。

それで、その整備というのは、例えばアスファルト舗装をすとか、あるいは木チップでもってならずとか、いろいろなやり方があると思うんですけども、どんなやり方でやるわけですか。

- 委員長(音喜多委員) まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長(北村課長) 基本的には、実施設計等の関係もございまして。基本的に今の考え方としては、右から上がっていく分については、2メートルの幅での歩道の舗装という形で考えています。

- 室崎委員 何の舗装。

- まちづくり推進課長(北村課長) アスファルト舗装です。

それから、降りる側については、先ほどのように木道で、木さく、階段等の整備。そこについては、木チップを入れるとか、大体設計の段階で大体決まってくるのかなという形で考えております。

●室崎委員 わかりました。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 松葉町憩いの広場整備事業でお聞きしたいんですけども、記憶にあるかどうかちょっとわからないんですけども、資料があればいいんですけども、今ちょっとないもんですから、年数的には3年くらい前なのかなと思うんですけども、もうちょっと4年くらいになるかもしれませんけれども、あの松葉町の最初にできた角地の部分から、今、公園をまず1つつくりましたよね。その後に、住宅が1棟建っていましたよね。その次に、大地みらい信金があったと思うんですけども、当時、あの公園ができたときに、私聞いたときに、将来的にその土地を調査して、買うということの行為がなされるかといった質問に対して、今のところはありませぬという答弁でした。

それから本当に何年も経っていないのに、ばたばたと決まって、何か立ち退きをされたんですか、あの白い今住んでいた家の方。立ち退きをさせてまで購入をしてきた。年数もそんなに経っていないのに、買う気なかったものが、どうしてそういう行為に急になっていったのか、その辺の流れとか、立ち退きをして、今、もう解体してしまったと思うんですけども、大地みらい信金の建物の部分も、その部分も買ったのかどうなのか。計画的に、いつそういう話が変わって行って、どのくらいの金額を用意して、現在の計画までに至った流れを、金額とあわせて、年次ごとに説明してもらいたいんですけども。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 松葉町憩いの広場整備事業の内容でございましてけれども、計画でございましてけれども、これ、当初計画を立てた段階で、大地みらいさんが建っているところ、そこは外れた中で、総体的な基本計画といったものはある程度描いておりました。その描く段階で、既存の、今回、住宅等建っていたところを移転補償等をしたところ、こういったところには、お話等をした中で、そこまで広げていこうとしたものでございまして。いきなりこちらのほうがそこまでの区域まで描いて、そして立ち退きをしてくださいといったものではないということをもっとご理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、まずこの事業等、平成16年度からこの整備を進めてきたといったもの

でございます。

用地の購入等につきましては、大地みらいさんのところ、ここにつきましては、計画等には入ってございませんので、用地の購入等はしてはございません。計画的には、今の大地みらいさんの入らない部分まででの計画で進めてきているといったものでございます。

投入事業費の額でございますけれども、平成16年度から整備をしてきた累計では、5,917万4,000円といった事業費の投入となっております。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 僕、どのときに質問して聞いたのかちょっとわからないんですけども、当初、16年からの整備事業だということなんで、17年くらいに聞いたのか、ちょっと定かではないんですけども、そのときに、同じことを何回も申しますけれども、将来買う気はないと言ったまちづくりの当時の課長ですね、その言った言葉が、今現在、こういうふうになっていったのが、どういう計画性を持たないでやってきたことなのかなというふうに思うんです。

もしよかったら、当時の質問したことに対しての答弁書、用意してもらってやってもいいんですけども、もし記憶がきちっとした答弁が用意できないという、無理は言いませんけれども、余りにも短い短時間の中で変わってきたというのが受けられるんですよ。計画がとんとんといくという計画を持っていった16年から動いていったわけですけども、工事実際やってきたわけだけですけども、その流れの部分ですよ、僕が聞いているのは、何年にどういう話があって、町民要望があって、計画が通っていて、17年、18年、19年と年次ごとにお金がどのくらい使われてきたのかということの説明してほしいということなんですよ。

大ざっぱで、16年でこれやりました、合計で5,917万4,000円かかりました、はい、ではちょっとわかりかねますので、年次ごとに教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

年次ごとの事業費につきましては、後ほど担当から答弁させます。

何か意見が食い違うようなご質問を受けたわけではありますが、私といたしましては、今、担当課長から答弁いたしましたとおりでございます。それなりの計画を持って整備を推進をいたしておるところでございます。竹田委員が指摘するようなことが、どの場面でどうあったのか、私も記憶はしていませんけれども、しかし、私としては、担当課長の答弁どおりであると、そのように認識をいたしております。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時45分休憩

午後 2 時51分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。  
建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 時間をとらせて申しわけございません。  
最初の質問の中での当時の答弁のやりとりの絡みは、後ほど確認させていただきたい  
と思います。  
それで、事業の経過でございますけれども、平成17年度でございますけれども、16年  
度2,934万6,000円の事業費をかけてございます。内容的には、広場の造成工事等をやっ  
てございます。土地購入が1部含まれてはございます。  
それから、18年度につきましては。
- 竹田委員 17、ないの。
- 建設課長（佐藤課長） 17はないです。18年度でございます。
- 竹田委員 17年度の計画もなかったの。
- 建設課長（佐藤課長） 17年度は事業をやっておりません。  
そして、18年度でございます。事業費66万1,500円、これは建物の調査を行っておりま  
す。
- 竹田委員 どんな調査ですか、建物の。建物はどんな調査。
- 建設課長（佐藤課長） 建物の移転補償を出すための費用が幾らかかるかといった調査  
をしてございます。  
それから、平成19年度でございますけれども、これは事業費2,432万2,000円。これに  
つきましては、用地の補償、それから支障物件の移転補償費といった内容となつてござ  
います。
- 委員長（音喜多委員） 14番。
- 竹田委員 さきに余計なことを言ってしまったかもしれないんですけれども、すみませ  
ん。言った言わないを議論するということではないので、すみません。  
18年に移転補償をする調査をしたということであれば、18年に初めて移転補償をした  
いという意味というんですか、どういう形で移転補償をする調査に至っていったのか。  
何がどうしてそうなったのか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

この事業の計画を進めるのは、平成16年度から地域の商店街、そういった中での要望等がございまして、この事業が整備するに至ったわけでございます。当初の16年の当時については、まだ確かにご質問者、今言っている、今年度に補償移転したところは入っていなかったということでございます。そこで、16年度にそこで整備をしたと。工事をして、広場がある程度できた。その後、平成17年度にここの湖南地区まちづくり推進協議会、商店街の皆様方が集まっている協議会がございまして、そちらのほうから、イベント等に使用していくに当たって、もう少し広く整備をしていただけないかといった要望があったわけでございます。

その中では、確かに広げるに当たっては、今もう既に入っている住宅等が入っておりますので、私ども、それを心配を初めはしたんですけれども、事前にそういった所有者等のほうについては、もうそこはご提供していただけると。今、もう移るような計画等がございまして、そういったことで、それはよろしいですよといったことをその地区の方が話しました中で、町のほうに要望があったものでございます。

それを踏まえまして、平成18年度にその建物、それから土地等の調査を行ったものでございます。

そして、平成19年度にその土地の購入、そして支障物件の移転補償をしたといった経過となったものでございます。

●委員長（音喜多委員） 14番。

●竹田委員 そうしたら、16年に第1回目の公園の造成を行って、17年になってから、そういうもう少し広くしてほしいという町民の要望が、松葉の推進協議会からそういう話があって、それで17年度に計画を持ったということですよ、とりあえず進めていこうという計画があって、それで19年度に購入に至ったということね。

この19年度の2,432万円の中に、解体費ってどのくらい入っているんですかね。

それと、その隣の空き地と隣の松葉の跡地というんですか、それらについては、今後、今言われている推進協議会のほうから、松葉の町民の方々からのもう少し広げてほしいという、さらに欲たがりな話というのは今のところあるんでしょうかね。町としては、そういう考え方は全くないのか、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

松葉のこの憩いの広場については、この整備を進めていくに当たりましては、随時、湖南地区まちづくり推進協議会の中で打ち合わせ、協議をいたしまして、それで計画を立てて整備を進めていったものでございます。その中では、もう、今、この事業的には、

平成20年度でまずは計画の整備は終わるといったことの中で整備を進めておりますので、そして、実はこの大地みらいさんのところについても、話の中には出てまいりました。こういった敷地も、今、取り壊されていった話も協議の中では出てきましたけれども、この推進協議会の中では、それを今、買収して、何かするために広げるといったことまでは、もう考えることはしなくてもいいだろう。今の状態の広さの中で十分イベント等、いろいろな活用がしていけるといったことで話がまとまってございます。そうしたことから、今の段階では、もうここで事業は、この整備事業、ハード的な整備事業というのは、まず平成20年度で終了させるといったものでございます。

それから、解体の費用でございますけれども、今、内容は、積算書の解体と移転補償を1つに含めた中で積算しているものなので、そこから全部抜いていくとなると、かなり作業が、すぐ出てこないものですから。

●竹田委員 解体費、最近すごく高くなってくるでしょう。だから、そこでちょっと参考に聞いたかったんだけど。年々上がってきているんで。

●建設課長（佐藤課長） それだけちょっと抜け出せたら。

●竹田委員 いいですよ、後で。後で教えてもらえれば。

●建設課長（佐藤課長） わかりました。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

14番さん、質問は。いいですか。ありますか。

14番。

●竹田委員 流れ的にはわかってきたんですね。後で、移転の補償費の中に解体も含まれていたということで、この場でなくて、いろいろな計算方法があるかと思えます。後でこそっというわけにはいかないですけども、教えていただければありがたいんですけども、教えてください。

それと、金額によって、議会のほうにわかりづらいというか、わからないというか、議案の中に数字としてきちっと出てこないで、何か粛々と水面に出てこないで、何かわからない中でこういうふうに決まってしまうと、決定打のときにだけぼんと出てきて、あ

れ、いつこうなったんだらうなとわからないところというのが結構中にはあると思うんですよ。

それで、何か議員の皆さんの中で、いろいろな質問をされた中で、後で流れがごちゃごちゃとならないように、ある程度紙一枚でもいいから、今、こんなふうに、こんな金額で決まりましたみたいなことが、途中経過でも、もし伝えることができるのであれば、伝えてほしいなという要望を一つ加えて、言っておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） その質問にお答えいたしますが、事業費並びに概要等、すべてに関して報告または提出するということは、膨大な作業になりますし、膨大な厚さにもなります。そういう意味において、必要であれば、どうか行政側のほうに遠慮しないで、こういうものを出せということをお教えしてもらいたいということをお対応していただければと思いますので、積極的に事業費、概要は公開したいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

●竹田委員 はい。

●委員長（音喜多委員） ほか。  
2番。

●堀委員 この松葉町憩いの広場整備事業に関して、今のやりとりというのを聞いていた中で、私や何名かというのは、去年の改選期で、当然新しく行政の中に、町政の中に入ってきたもんですから、当然今のやりとりというのは、当然ほとんどわからないというのが実際だとは思いますが、そういった中で、平成16年に当然この事業をやるといったときには、ある程度、事業内容というものは、当然議会のほうにも示されていると思うんです。ただ、17年、18年とかといったときに、面積が変わったとか、事業費が変わったとかといったような中で、そのときに議会のほうに話というのはあったのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この松葉町憩いの広場のこの計画の変更部分、面積が広まった部分ですね、それらに関しましては、18年度の予算づけをする段階、これ、補正予算の中でつけていております。その段階でご説明を申し上げた、そういった経緯がございます。

●委員長（音喜多委員） 2番。

●堀委員 補正予算とか、当初予算でもそうなんですけれども、例えば用地購入費だ、移転補償費だとかと入っているんですが、それが一体当初の計画どおりの中に入っているものか、それとも追加で変更としてできたものかというのが、なかなかそれは中身を詳しく聞かなければ、やはり議会としてもわかり得ないと思うんですよ。

やはりこういう事業関係、総体言えるんですけども、当初の説明があったものから、少なくとも事業区域の変更、大幅な事業費の増減、それらもろもろ、工法ですね、通常であれば、重要な変更要件とかいったようなものの中に、変わったときには、やはりそういうものは議会のほうにも示していただきたいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいまのご質問でございますが、こういった事業の変更等ございましたら、やはりある一定の段階では、こういうふうに変わりましたよということはお示しできるようにしていきたいと、このように考えます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

進みます。

6項住宅費、1目建築総務費。

2目住宅管理費。

10番。

●谷口委員 一番最後に、改修補修工事費、手すりを設置するというところで、梅香団地ですよね。これで梅香団地は全部手すりがつくんですか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町営住宅梅香団地安全施設整備事業、梅香団地の手すりの設置事業でございますけれども、平成19年度と20年度で、これで梅香団地の手すりは全部つくということになります。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、実施計画を見ますと、これがさらにあと3年続けて行うということになるのかな。23年度は出ていませんからあれなんですけれども、23年までの計画で奔渡団地に手すりをつけるという予定にしていますよね。これは、そういうふうに理解して、21、22、23年の3カ年でこの事業をやり終えるという考えなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今の予定でございますと、平成21年度から奔渡団地に入ってまいりまして、21、22、23年で3カ所のついてないところが団地ございまして、3カ年で整備をしていくといった予定で考えてございます。

●谷口委員 わかりました。いいです。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

ほかございませんか。

進みます。

3目住宅建設費。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費。

10番。

●谷口委員 ちょっとお伺いいたしますけれども、消防組織法が改正されたということで、消防の広域化に関する基本指針が示されまして、昨年度中に北海道の広域計画を策定するというので、11月にその素案が作成されて、示されているということなんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

ただいま10番委員がおっしゃっているとおり、組織法の改正に伴います消防の広域化ということで、素案が示され、現在は案が示されているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この案なんですけれども、結果的に北海道は、今、68ある消防本部を21に集約するという計画を持っていますよね。それで、その計画からすると、この釧路管内はどういうふうになっていくのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 道の案の中では、望ましい形といたしましては、釧路管内を1つのエリア、釧路支庁管内を1つのエリアとして、消防本部組織のエリアというふうに出されてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員　それで、この問題なんですけれども、これについては、釧路東部消防組合の我々構成員でもありますから、その立場もありますでしょうし、消防は本来は自治消防ですから、当然厚岸町も責任を負っているわけなんですけれども、広域化の推進の計画が示されてきているわけなんですけれども、厚岸町としてはどのようにとらえているのか。または、その見解はどういうふうを持っているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（音喜多委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げたいと思います。

素案がさきに示されたということによりまして、実はそれぞれ市町村の意見を集約するという形で出されております。意見の集約という形で、3つの項目で答えるような形なんですけど、1つは、広域化の必要性についてどうかということでございます。それで、一応厚岸町の考え方として、現段階で消防の広域化の必要はないんじゃないかという回答をいたしております。と申しますのは、現在におきましても、消防の応援協定に基づくいわゆる相互協力という体制ができ上がっているというような部分、それから広域化に伴うメリットというような部分も示されておりますけれども、逆に、広域人事異動だとか、そういったようなことに伴う経費負担というような部分で、経費増というような部分もある意味考えられるんじゃないかという部分。それから、もう一つには、消防力そのものが、地域の消防力そのものが弱体化につながるというようなことはないのかという部分、こういったことから、否定的といいましょうか、そういったような消極的な回答をしているということでございます。

それで、望ましい組み合わせというような部分で来ておりまして、私どもの厚岸町としては、この消防の広域化、消極的ではありますが、あえてやるというような形の規模を問われた場合については、釧路支庁管内が適当ではないのかというようなことでございます。

それから、もう一つは、消防の自賄い方式という部分でございます。これはどういうことかといいますと、今現在、釧路東部消防組合もそうなんですけど、厚岸町に係る消防車であるとか、それから隊員の給与であるとか、こういったものについては、それぞれの町村において予算化、要するに負担金という形で出している。消防本部の共通するものについては、それぞれの負担割合、財政割や人口割、そういったもので出している。

そういう形なんですけど、いわゆる自前と言いましょうか、自前の消防力の部分の強化の部分については、すべて自分でやる、これを自賄い方式前と言っているんですけど、これを解消しよう。つまりは、その財政力の強いところ、弱いところによって、同じ消防組合の中でも格差が出てくるから、その自賄い方式じゃなくて、いわゆるプールでお金を集めて、弱いところに、必要なところにどんと集中したお金の使い方をしよう、というようなことでございますけれども、そういったものについても、やはり住民のいわゆる理解を得ながら、それこそ消防力の強化なり何かなりを図っていくという部分、すべて自賄い方式がだめというような意見には、これも消極的というような、以上3つの

回答をしたところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この道が進めている計画、一番進めているのは国ですよ。法律を改正して、広域化を進めるということでやってきているんですけども、問題は、地域の消防をどのように確保して、地域住民の安全を守っていくのかということになると思うんですよ。

そういうことでいえば、この問題について、町がそういう見解を示されているということなんですが、地域の消防団や、あるいは地域の住民に対しての今こういうものが示されてきているというのを、どうなんだというようなことをやっぱり投げかけることも大事ではないのかなというふうに考えますけれども、それは今の段階では必要ないということですか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 3 時47分休憩

午後 3 時50分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 大変失礼しました。ちょっと確認をさせていただきました。

今、北海道のこの広域化の計画案をまとめている段階のスケジュールといたしまして、現在、この案に対します再度の市町村意見を集約をいたしております。その後、北海道において、道民の意見を求める、つまりパブリックコメントでしょうか。そういった形のものを取り組むというスケジュールになってございまして、当初の予定では、2月から始める予定であったようですけれども、今、少しずれ込んできているというスケジュールになってございます。

ただ、いずれにいたしましても、この後になりますけれども、そういった形での道民の意見を求めるというような取り組みが北海道としてなされるということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、この広域化の計画なんですけれども、この内容について、我々も知らないことがたくさんあるんですよ。それで、それについて、やはりきちんとわかっていたらどうかような対応をしていかないと困るのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、一般的に広域化をして、消防本部を1つにして、なるべく経費は、そういう

経費はかけないようにして、必要なところに必要なものを配置していくんだというようなことですね、大きく言えば。だけれども、今回示しているのは、それと同時に、消防無線のデジタル化の問題もそれに含まれているわけでしょう。このごろ何でもデジタル化で、私は無線のことになると全然わからないけれども、既にもういっぱいいっぱいになっているから、デジタル化することによって、それが非常にスムーズにいくようになるんだと。だけれども、これをもしやったら、また莫大な経費が必要になってくるわけですね。

ですから、そういう問題をやっぱり一つ一つ、町長でない、厚岸町としてこういう意見を上げたんだということも、今、課長がおっしゃっていましたがけれども、地域住民の声を道としても聞くようなことを進めていくんだということと同時に、厚岸町の見解は厚岸町の住民に知らせていかないとだめだと思うんですね。厚岸町の住民は全然そういうことを知らないうちに、急にこの問題はどうかと聞かれても、消防の実情を知らないで、なかなかそれに対していいだとか悪いだとか、さらにこのように改善してほしいとか、そういうことを申し上げることはなかなか大変なことになると思うんですよ。

ですから、その辺では、今回のこの広域化の問題をやっぱりきめ細かく地域の住民の方々に知っていただく、そういうことが大事ではないのかな。そのためには、今、消防はどのような状況にあるんだと。厚岸町の場合はどうなんだと。消防力が完全に維持できるような体制になっているんだということなのか、あるいは実際、消防車は何台なければならないんだけれども、残念ながら厚岸町ではこれだけしか確保できていない、あるいは消防職員はこれだけ置かなければならないけれども、現在はこういう状況なんですよ。5人乗せなければならないんだけれども、3人の場合もありますよとか、そういうことが、実際はどうか私、わからないでしゃべっているからあれなんですけれども、そういう実態をやっぱりきちんと厚岸町民にもわかっていたいただかなければ困ると思うんです。

そういう実態をやっぱりきちんと知っていただく。それで、それが北海道の中で、厚岸町は進んでいるのか、進んでいないのか、北海道の中のどのランクにいるのか。真ん中より下なのか、上なのか、その辺もやっぱりきちんと示す必要があるし、特に厚岸町はここに力を入れたいけれども、残念ながら、今、ここには力を入れることができないだとか、さっき自賄い方式の話が課長がされていましてよね。いろいろプールして、それを上手に使おうと。それで、手薄なところにだか何か、そういうところという話ですけれども、何かよく聞いてみたら、大きいところにはどんと大きいものをつくりたいけれども、結果的に田舎のほうは我慢してくださいよというようなことになっては困るわけですよ、こういうことによってね。

ですから、そういうことがないのかどうなのかも、やっぱりきちんとしていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですね。

あと、人事の問題だとか、財政の問題だとか、課長が先ほどお話しになりましたから、そういう問題をやっぱりきちんと地域の人たちに、こういう問題が提起されたときに、尾幌がその立場ではっきりとその見解を述べるような体制も厚岸町としてつくる必要があるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺、どういうふうに今後進めていくのか、もう一度お伺いいたします。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

その前に、全体的な流れといいたいでしょうか、ご理解をいただくために、スケジュール的なちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今までお話ししましたように、組織法の改正が18年にされまして、そこで広域化の部分が出されたということで、今、素案をやって、北海道としての推進計画の案をつくっているという段階でございます。

この北海道としての推進計画、こういうような方向性で広域化を進めることが出たらというような推進計画案が出され、計画が策定されるわけでございますけれども、それをもとに、今度は市町村がそれぞれ広域消防の運営計画というようなものに取りかかります。

具体的に、今、10番委員さんがおっしゃられたような形、組織としてどうするんだ、こうするんだというような具体的な話というのは、そういった市町村によります広域消防運営計画の中で十分にもんで、どうすることがその地域にとっての消防のあり方としてより適切なのかというような計画を組み立てていく。基本的には、目標といたしましては、現在、国のほうで言われているのが平成24年度末くらいまでを目指してといいたいでしょうか、そういうような形で消防の広域化の実現に向けて取り組んでいくというような動きに相なります。

それで、先ほど北海道において、パブリックコメントをするということは、今、この広域化、要はもとになる推進計画をつくるといいたいでしょうか、いわゆる大きなくくりの中の計画になります。方向性を定める段階ではどうなんだというような意見を求めるというような作業が入るわけでございますけれども、当然これ、北海道のほうで行いますし、私どももそういった北海道がどういうふうな形で道民に周知するかというような部分、この辺を見定めながら、町のほうとしてやっていけることはやっていきたいというふうに思いますし、なお、消防の関係でございますので、釧路東部消防組合、消防行政を進めている消防本部のほうと十分協議調整しながら、その辺の住民への周知だとか、そういった部分については取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、私が言っているのは、地域の人と同時に、そこにかかわっている人いますよね。団員の人たちね。本当に自分の仕事を顧みないでも、やっぱり地域の安全、災害のために奮闘されている、そういう人たちの声もやっぱりきちんと聞いていかなければならないというふうに思うんですよ。

それで、広域化計画なんですけれども、結果的には、市町村合併と似たようなところがたくさんあるんですよね。要するに、今の時代、何でも合併、統合、要するに効率化という言葉で一くくりにされてしまうというようなことになっているんですけれども、実際に、さっきも言いましたけれども、60何ぼがある消防本部を21にしてしまう。釧路

管内、根室管内一つずつとかいうようになってきて、本当にその制度が導入されるまでは、いや、地域のことはよく考えています、地域のことはきちんとやるようにします。ところが、何年間かやっていくうちに、それが非常に効率が悪いもんだから、残念ながら、こっちのほうからは撤退させていただきますというようなことになることが、今までも何回もそういうことが続けられているわけでしょう。そういうことで、地域がなくなつては困るわけですよ。

ですから、地域が本当に安心して暮らせるような、そういう地域にしていくにはどうしたらいいのかということをごきちんと押さえた上で進めていく、私はこの計画については、進めるよりやめていただくというのが正しい方向ではないのかなというふうに思うんですよ。

ですから、この問題では、やはり地域の人にこういうことが今、投げかけられているけれども、実際どうなんだということをやっぴり積極的に地域に示していくことが大事ではないのかなというふうに考えます。ということで、ぜひこの問題では、地域の人たちに対する説明をごきちんとさせていただきたい。それと、やはり地域の人たちが反対する場合には、これを性急に進めることのないようにさせていただきたいというふうに思います。

それと同時に、やはり今、どうしても足りない部分にはしっかりとした財政的な支援をごきちんと求めていくということも大事ではないのかなというふうに思うんですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

担当課長からるる答弁をいたしました。ご承知のとおり、これから推進計画、さらにはまた広域消防運営計画等が出されるわけであり。お話にございましたとおり、68から21に消防体制を広域化していこうというような考えであります。

釧路圏とした場合に、ご承知のとおり、先ほど釧路圏という話でしたけれども、具体的にお話しいたしますと、釧路市消防本部、そしてまた弟子屈町を本部とする釧路北部消防事務組合、そして厚岸町を本部とする我々の東部消防組合が一本化するということに相なるわけであり。

もちろん、地域住民との周知もあります。しかしながら、東部消防組合は3町が構成員であります。釧路町、浜中町、厚岸町でございます。まだそれぞれの自治体同士でお話ししているものでもございません。厚岸町としての考え方は、先ほど課長から答弁があったとおりであります。東部消防組合として、どのようにこの広域化について対応する気かという大きな最終的な課題が残っております。そういう意味において、我々としていたしましては、東部消防組合としての意思決定の中で、さらに煮つめていかなければならない点がありますので、地域住民、そしてまた東部消防組合、さらにはまた団員等の関係もあります。それぞれの段階の中で周知を図りながら、東部消防組合としての広域化に向かっての方向づけをさせていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 余り向かわないでほしいんですけども、私としては慎重に対応していただきたいということをお願いいたします。

それと、今回予算づけされている救急車、高規格車ですよね。これについては、今、厚岸町には2台の救急車が設置されているのではないのかなというふうに思うんですが、これはどれを今回、更新しようとしているのか。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 今回、予算のほうに上がっております救急自動車整備事業でございますけれども、これは高規格救急自動車の更新でございます。

●谷口委員 高規格車を更新。

●総務課長（田辺課長） 高規格救急自動車の更新ということで、この事業を進行したいということでございます。

●谷口委員 わかりました。いいです。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 僕は、自動体外式除細動器、AEDの今年度、19年度6台配備をしておりますけれども、公共施設、これからどんどん、ないところには配備をする計画なんだろうなと思うんですけども、今年、郡部で、太田地区でいいますと、小学校、中学校、保育所に配備をされているんですけども、その近所でもしかだれかが心肺停止になって倒れたとしますよね。そのときに、そこから持ち出していいというふうに多分なりますよね。学校、保育所なんですけれども、置いているのはいいんですけども、土日休みのとき、鍵がかかっていて使えないという問題が、そういうときもあろうかと思うんですよ。そのときの対応と、それから、消防団員には毎年多分講習会を開いて、周知徹底していると思うんですけども、使える人をやっぱりふやしていかなければならない。その講習会の計画、毎年、年1回あるのか、2回あるのかわかりませんが、そういう予定と、あと聞くところによりますと、パットを1回使用したら、2回と使えない。更新があるのと、それと使用期限がある。使っても使わなくても、2年経過したら取りかえなければならぬと何か聞いたことがあるような気がしたんですけども、その辺ちょっとわからないので、説明をお願いいたしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） AEDの関係でございますけれども、今おっしゃられるとおり、19年度において、厚岸町のいわゆる消防署から遠い遠隔地、要するにできるだけ早い時間にAED、除細動器を使うことが救命率の向上につながるということだもんですから、救急隊の到着に時間がかかるというようなところを整備したというのが19年度の整備状況でございます。

残る部分についても、一応、全体的な形の中では、遠いほうから攻めてくるような形で整備をしたいという計画は持ち合わせておりますけれども、20年度の当初においては、予算化がちょっとできなかったということでございます。

そして、もう一つ、AEDの関係でございますけれども、置いている部分については、基本的にはその施設で何かあった場合に、例えば小学校なら小学校の児童であるとか、そこに来られている方がなったときに使うというのが基本で配置をしております。ただ、配置しているから門外不出かという、そうじゃなくて、地域でもって使えるのであれば、それは当然救命の形ですから使うという形で考えてございます。

ただ、それがあから、それを24時間常時使える状態の中で、人を配置して云々という形は、これは話としても出たんですが、現実的には不可能というような部分がございます。例えば小学校に配置されている部分のものについて、土日いるのであれば、校長なり教頭なりがいる中で、校舎内から出して、そこで使用するという体制を考えれば、そういう形をとるといふふうに考えてございます。あくまでも施設に配置したもので、それが使用可能な部分については、使用可能な範囲の中でどんどん利用していくということでございます。

それから、パットの関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。1回使うと、消耗品ということになりまして、1回使うと、もうそれは終わりということですから、新しい予備のもので用意しておかなければならないということがありますし、やはり使える使用期限というものがあまして、2年かどうかちょっとあれなんですけれども、たしかそのくらいの年度で使えなくなる。新しいものを用意しておかなければならないというような消耗品的なものもございます。そういった部分については、常時取りかえて、常に使えるような状態で管理をしていかなければならない、そういうようなものでございます。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 今、課長の答弁で、施設内でそういう心肺停止の人がおられたときに使うあれなんだという答弁だったんですけれども、やはり使わないことにこしたことはないんですけれども、備えあれば憂いなしで、そのとおりなんですけれども、やはり万が一そういうことになった場合、やっぱりそれがあれば助かったなんていう事例が後から起きてしまうと、これはこれで、またまずい、いろいろな問題が出てくるのかな。思うには、分団庁舎とかにもやっぱりこれから整備を進めていかなければならないなど。

やっぱり、答弁で講習会の問題をもう一回聞きたいのと、やっぱり、たしか消防署員の方にパットの期限があるというのを聞いて、だから使わないことはいいんですけれども、在庫も余り抱えられないんだという、もしくは、万が一、1個も使わなくて2年た

ったら、その在庫まで更新しなければならない、そういう問題もいろいろあるんですよというのをちょっと伺ったことがあるんで、ご質問したんですけれども、あと講習会の絡みをちょっと答弁お願いします。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

AED配置いたしまして、これはだれでも、素人でも使えるというのがAEDの機械でございますけれども、より効果的に使うためには、消防の救急救命講習を受けてくださいというのが消防の指導でございます。

現実には、消防署のほうにおいて、普通救急救命講習会をしまして、その中にAEDの使い方を指導するという形です。それで、町の施設、このAEDを配置しているところには、当然置いたときに使えなければならないということで、それぞれの配置した施設については救急救命講習会をそれぞれ行っておりまして、職員は使えるような状態、知識を持っていただいているという状況でございます。

なお、地域におきましても、いつどこでどのような形で使うかもしれない。それから、消防団員の方々も当然かと思えますけれども、これらにつきましては、消防署のほうにおきまして、職域、それから地域、グループ、こういったところを通じまして、そういう救命講習の受講といいたししょうか、希望があるものについては、積極的に出ていきまして、少しでも救急救命の知識を持った人をふやしていこうという基本的な考え方の中で取り組まれてきてございます。

そういった中で、当然地域としても、そういうような要望があるという形であれば、どうぞ積極的に取り組んでいただいて、消防のほうにご相談いただければ、講習のほうについては、消防のほうで、機関のほうで積極的な講習を行っているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、消耗品については、確かにそういう形ございまして、なんですけれども、やはり必要最低限のものは準備していかなければならないというふうに考えておりますので、それがいざというときに使えない状態であるということは何にもならないわけでございますので、そういった部分はきちっと管理上の形の中で配慮してまいりたい、このように考えております。

●委員長（音喜多委員） 11番。

●大野委員 課長の答弁、わかったんですけれども、今後、やはりいつでもどこでも使えるような状態にしておくというのが、やはり町民の生命を守る上で大事なことかなと思うんで、ひとつ前向きに、答弁は要りませんけれども、考えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

進みます。

2目災害対策費。

13番。

- 室崎委員 厚岸町で考えられる大きな災害というと、だれしも地震、津波を浮かべると  
思います。500年地震のDVDのシミュレーション、これは町のほうで各地に循環して、  
見た人はやっぱり息をの飲むんじゃないか。それで、こういうものは、どれだけ目に触  
れても触れ過ぎるということはありませんので、例えば役場の1階あたりでもって見れ  
るような機会もまだまだつくっていただきたいなと思います。

それから、津波が来るということになったとき、防潮堤といいますか、波返しとい  
いますか、それが真竜側の浜ですね、今、湖北地区、そここのところにありますよね。その  
ためだけにあるわけではないけれども。そこが、船を揚げたりするもので、あちこちが  
窓があいていますよ。切れていますね。そここのところは、いざというときには、古いタ  
イプで今もあるんじゃないかと思うんですが、枕木の大きいようなのをずっと積んでい  
って、穴埋めをする。これがいざというときに間に合うのかという話はあるわけですよ。  
地域の人たちはみんな年に1つつ年とっていきますから、それで、できれば大きな扉  
が動くようなものに変えてほしいという要望が前からありましたよね。これはどうい  
うふうになっていますか。

それと、もう一点は、いわゆる地区防災というか、地域防災というのかな、そのモ  
デル事業のようなものが、これは町の主催事業ではなかったのかもしれないけれども、  
もちろん町の絡んでいると思いますが、白浜自治会かどこか、あのあたりを中心にして、  
1つのモデルをつくっていくという、モデリング何とかかんとかと言うんでしょう、今  
のはやりの行政用語ではね。それがありましたよね。

それから、この前ちょっと新聞報道か何かで見ていると、大学の先生なんか来て、  
地域での会議があった。これも同じような動きだろうと思うんですが、そういうものにつ  
いて、どのようなことが行われて、どこまで進んでいるのか、こういうことについて  
も説明してください。

- 委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 1点目の宮園町の角落としの関係でございますけれども、  
この件につきましては、平成18年に宮園地区でまちづくり懇談会を行った際に、地元  
の方々から、その管理を委託をされている方が年々高齢になってきているということで、  
何とか電動化、角落としの今の設備でなくて、設備を何とか電動化にしていだけない  
かという要望もございまして、平成18年に土木現業所のほうに、北海道単独事業で何  
とか電動化していただけないかということで、整備を現在、要望しておりますが、今現在、  
まだ整備はされておられませんけれども、要望中ということでございます。

- 委員長（音喜多委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） 地域におきますハザードマップづくりのモデル的取り組みとい  
うことでご質問がありましたが、白浜自治会、それから宮園鉄北自治会を対象としまし

た取り組みであります。主としては、町が持っておりますハザードマップをもう一度見直しをしよう。地域版として、地域の防災対策としてどうあるべきかというところを原点に置きまして、地域版のハザードマップづくりをしようという取り組みでありまして、主体は北海道開発建設部が主体となりまして、それに協力をするという形で町が参加をしております。

その中で、実際に行われましたのは、町が今持っております避難所の場所ですとか、それから避難する際にどの道路を使って避難をするんだらうというふうなことを具体的に詰めていこうということで、では避難所までに案内標識がどうなんだらう、それから避難する経路の中で、ガソリンスタンドや、いわゆる個人の建物であっても、コンクリートの塀があるですとかという危険物が存在しないかどうかというような点検もその中で行いました。

それで、多く出ておりましたのは、地元に住んでいると、ここに避難所があって、そこに避難をすればいいというのは頭の中でわっているんですが、途中で転勤でおいでになった方、それから国道であっても、災害があったときに通りかかった人たちに対する標識というものが不足をしているのではないかということで、そういった方々も、瞬間的には弱者と言われる方々に入ってくるのではないかというふうな意見交換でありますとか、そんなことをやりまして、そのほかに地理的な特徴でいいますと、白浜地区の場合は、線路を挟んで実は避難所がございます。そういう意味で、浜から避難をする場合の安全対策の問題、それから公営住宅周辺にあります門扉、そういうものが障害になるのではないか。その対策も、具体的には冬期間の時期の除雪対策も含めて、安全路として確保する必要があるのではないかというような意見交換をしながら、一つ一つここに標識が欲しいというようなことも含めて、地域版のマップづくりをいたしました。

成果としましては、地域防災ハザードマップということで、1つの成果品にできましたが、私どもとして、町として参加させていただいて、僕も地域の一メンバーではございましたけれども、具体的にここに危険物がある、それからここに標識が欲しいというふうなことを一つ一つ検証していくことが、まさしく地域の安全づくりになるんであって、だれかが学術的にここにこういうものがあつたほうがいいと、行政がぽんぽんと置いていっても、それは地域のハザードマップになり得ない。そこに参加をして、意見を交わすことが、やっぱり地域のハザードマップになるのではないか。ハザード対策になるのではないかという強い思いをその中でも受けていましたし、参加者の皆さんからもそういうご意見があつたということでもあります。

今年に入りまして、門静地区と苫多も入っておりますが、これは北大の教授がいわゆる災害時の地域の活動を担うリーダーを養成するという立場で、実は協力を求められた事業でありまして、門静、苫多の皆さんに集まっていただいて、同様の取り組みをいたしました。

主体的には、地域の現状と、それから安全上の意見交換というものをやってきたんですが、ここでもやはり参加をして、議論をするということがいかに大事なのかなということで、感想としてはそんな思いでありますし、これからの、500年地震のお話がありましたが、地域のマップづくり、あるいは安全点検の中では、だれかが構想としておろすのではなくて、地域の皆さんがいかに参加をして、安全というものを、あるいは災害時

の避難行動というものを一つ一つ検証していくということが大事な取り組みではないのかなという思いでおります。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） あと、いわゆる500年感覚のシミュレーション、映像の関係でございませけれども、おっしゃるとおり、いろいろな形でいろいろな方に見ていただくということ、私もそういうふう感じております。

ただ、いろいろな手法でもって、ビデオに何とかおさめれないかどうかというふうなことも、いろいろNHKの関係者に聞いたりなんかもしまして、何かいい方法ないかなということで、いろいろ探ったんですが、なかなかあのシミュレーションをうまく映像化というんでしょうか、ビデオ映像に切りかえていくというようなことがちょっとできませんで、前回も、今はコンピューター映像を見ていただいているんですが、ああいったやり方の中で、コンピューター画像を利用しながら、子供さんがちょっと触れても、映像が変わってしまうというような欠陥がちょっとあるものですから、その辺をうまくクリアしながら見ていただく方法というような部分、考えていきたいと思っておりますし、私も、例えば防災の週間に合わせたような形の中で、ああいった映像を流し、それから何かのイベントに合わせて流していくというようなこと、こういったことをこれから心がけていくべきだろうと、このように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 DVDについてはわかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、角落としと言うんですね。ちょっと私、その言葉知らなかったんですけども、これも、最新型の電動でなければ全然使いものにならないというものでもないと思うんですね。場所によっては、ハンドルのようなもので、そんなに力要らないで動くような扉もあるようですね。最善のものがえらいお金がかかってだめなら、次善策もありますし、今のような、あれは発泡スチロールでできているなら、私でも持てるんですけども、あの檜の木か何かのすごく重たい、またそういう木でなければもたないんでしょうね。それでもって、あれをよっこらしよと、1人で持つ人はよほどの力持ちだと思ひますが、それを2人で持ってきたり、ないしは3人で持ち上げて、一つ一つ積み上げていくわけですね。だから、簡単に言うと、枕木の大きいようなやつを枠の中に入れていくわけでしょう。それも1本や2本でないですよ。さあ、ぐらぐらときて、ほら、津波だというときに、どういふ人がどうやって駆けつけてやるんだらうなという声やっぱり地元にもあるんですよ。ですから、せつかく防潮堤があるのに、あちこちすき間があいていて、そこからだつと波が入ってくるんでは、これもまた大変なので、これについては、強いお願いをしたいわけですよ。

それから、いわゆるハザードマップと言われているこれなんですけど、今、2カ所そういうような動きがあったわけですね。これ、どちらも厚岸町の主体事業ではないわけですよ。国ないし道、あるいは研究機関、そういうようなところが厚岸町をモデルとし

て選んでくれて、指導してくれながら、地元が呼応して、そしてここまで来たということだと思えるんですが、さあ、そこで厚岸町は何を学んだのかということなんです。そして、それを今、どう生かしていくのかということなんですよね。

それで、単に押しついたり、単に町がぼんぼんという言い方をおっしゃったけれども、まさにそのとおりで、やってみたって、これ、だめなんで、まさに主体はその地域に住んでいらっしゃる方であるということなんです、その地域に住んでいらっしゃる主体となられる町民に、こういうものについて、こうしようというまとまりというか、動きとつくっていく部分というのは、やはりこれは行政の仕掛けだろうと、そういうふうに思いますよ。こういう点ではいかがなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、角落としの関係でありますけれども、実は宮園町の磯田加工場のほうから、それからこの役場、宮原さんのところまで、大体800メートルぐらいあるんですけれども、高潮で、地域の方々から高潮の心配ということで、真栄町のほうの自治会のほうから、離岸堤、防潮堤の強化の要望がありました。

それで、土現さんのほうと年に1回、こういった要望の関係で協議をしますけれども、その段階で、この防潮堤のところの前にも離岸堤をとということで、一応要望を上げようということで協議がなされまして、一応、北海道単独事業ではなくて、公共のほうで何とかできないかということで、土現と協議の上、公共の事業で要望を上げようということで、要望中でございます。

それから、それが実現するには時間もございますから、その間、毎年、この角落としの関係についても、ほかの事業の要望についても、毎年点検をしてございます。それで、新規、継続要望してございますので、この角落としについても、高額のものを要望するか、はたまたもっと安い形で効果的なものがあればということで、そういうことで協議をして、そういったものがあるかどうか協議をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 自主防災組織の関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございます、いわゆる地域において、今までの実情の中で、やはり地域の皆さんそれぞれが考えていただくことが、これはやっぱり避難行動、それぞれ災害対策していく上で大切なことだという認識は我々も十分持たせていただきました。

それで、あと手法の話でございますけれども、実は白浜町でやっていたときには、まだ北海道がシミュレーションの作業に取りかかったところでございます、いわゆる浸水予想区域の部分のシミュレーションがまだ出てなかったということでございます。

それで、もう既に何度かご答弁申し上げておりますけれども、北海道では、そのシミュレーション、浸水予想区域が出された。その後、さらにその精度を上げるといいでしょうか、これも開発建設部の事業でございましたけれども、厚岸漁港津波対策検討会、

こちらの中で、さらにメッシュを細かくした。部分的でございますけれども、さらにメッシュを細かくした中で、いろいろな条件をさらに計算式に加えた中での、より精度の高いといいたいでしょうか、そういうようなシミュレーションの成果も出されてきているということでございます。

ちょっと私どものほう、作業がおくれてまことに申しわけなく思っているんですが、そうした部分での浸水予測図をまず周知といいたいでしょうか、町民の皆さんに、地域の皆さんに見ていただきながら、ではどうするのかという部分、先ほど言いました映像関係、動画関係なんかも組み合わせながら、やはりこういうものだ。500年地震津波ではここまで来るんだ。では、どうするんだというような部分を考えていただくというような場、こういった場をやはり持つていただくことが必要だろうというふうに考えておきまして、こういったいわゆる図面の作成とあわせて、町民課の地震防災組織の指導に当たる関係課のほうとも十分連携しながら、できるだけ早くに取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 これをやめますけれども、問題点はよくわかっていらっしゃると思う。それで、私、ちょっと例を挙げたのは500年地震だけなんですけれども、500年地震というのは、規模が物すごく大きいですね。それで、500年に一遍程度だと。ところが、それより1ランク落ちたというのは、ここの揺れが1ランクということではなくて、どこがでも地震の規模ですね。マグニチュードでいった場合ですが、それが1ランク落ちたものだとすると、100年に一遍はまず必ずあるとか、向こう30年の間にこの程度の規模の地震はまず必ずあると思えとか、そんなような非常におっかない話があるわけですよ。それで言っていくと、今こうやっている間にもぐらぐらときて何も不思議はない状況なんですね、この地域は。それだけに、まだ計画もできてないし、例えば角落としもちゃんとできてないから、津波さん、ちょっと待ってくださいと言ったって、これは待ってくれません。いつ来てもおかしくない状況の中で、今、我々は暮らしているわけですね。ですから、さあ、今、何できるのか。一人一人が自分の胸に手を当てて、何ができるのかということを絶えず問いかけていかなければならないと思う。

毎年、避難訓練やっていますよね、町民の。これもやっぱりどんどん落ちてきます。これ、仕方がないといえば仕方がないんですね。大きな地震が来た直後は、やっぱり恐怖観念みんなありますから、それっということになるんですけれども、1年ごとに記憶は薄れる。それで、いろいろな形で常に町民に対して啓発をしていかなければならない。それで、1つの方法として、今おっしゃったようなこともあるし、あるいは、それぞれの町内会で、いざというとき、あなたはだれに声をかけますかというようなことを考えてくださいというのも一つでしょうし、それから、私が自分のうちにおいて、そういう災害が来たときに、自分のうちを見渡してみて、ここのところはよくないなと思うようなものをそれぞれのうちで考えてみてくださいとか、あるいは私は今、真栄町にいるんだけれども、港町を歩いているときにそういうものが来たときはどう逃げるかというようなことも、自分の頭の中でいわゆるシミュレーションしてみてくださいとか、そういう

問いかけというのを絶えずやっていく必要があるんじゃないか、そういうふうに思いますので、大きな津波が来たときの浸水域の図面、これももうもちろん必要ですが、そういうことと同時に、さあ、そのとき私はどうすればいいんだろうというようなことについての問いかけをもっともっと積極的に行っていただきたい、そのように思うんですが。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） いわゆる地震、津波災害から身を守るというのは、とにかく逃げるということの方に言われておりまして、この逃げるのがなかなかうまく機能していないというのが現実です。

今、13番委員さんがおっしゃられたこと、まさにそういう問いかけといいましようか、常に自分の身を持っているということが大切でございまして、いろいろ提言いただきましたけれども、それらを心して取り入れながら、住民指導に当たってまいりたいと、このように考えています。よろしく願いいたします。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

4番。

●高橋委員 ここでお尋ねをしたいのは、厚岸地区の防災計画書、立派なものがあるんですけども、この中で、住民組織及び団体に伝達する関係でもって、この参考資料の1,061ページから1,062ページですね、この連絡先の名簿が記載されてあるんですけども、これはたしか平成13年くらいのやつなんだな、たしか。最近のやつはないんですね。

それで、お願いしたいのは、毎年、自治会の会員とかは、年に一遍、あるいは2年に一遍役員の改選があるもんですから、できれば年に一遍ぐらい町報に新しい名簿等を記載して、町民に広くPRできるような方法を考えていただければ大変ありがたいかと、こういうお願いでございまして。

特に答弁は要りませんので、よろしく願いします。

●委員長（音喜多委員） いいですか、答弁なしで。ちゃんと頭下げているようだから、わかっとなるんじゃないかと思います。いいですか。

ほかありませんか。

進みます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

2目事務局費。

3目教育振興費。

13番。

●室崎委員 ここでちょっとお聞きすることになるのは、教育の全般にかかわるので、ここでお聞きするんですが、前にも一度お聞きをして、説明を受けまして、非常に心強いご答弁をいただいた件なんですけれども、14日あたりの新聞にもぱたぱたとまた出てき

ていますが、今、あちこちに出てきているんですが、いわゆるいじめの問題の中で、非常に我々がついていけないような高度な技術を持ったいじめが起きている。俗にネットいじめというような言い方をするんだそうですが、ネットといっても、これは恐らく電子メールであるとか何とかという、携帯電話を利用しているネットだと思うんです。それで、裏サイトなんていうようなものがあるらしくて、とても我々の技術ではそんなところまでたどり着けないような高度なそういう電子テクニクを使って、子供たちの間でいわゆる陰湿ないじめが起きているというようなことが随分と出ておまして、今回、道教委でこういう電子メールによる中傷誹謗、こういうものについてのマナー冊子というふうに書いてあるんだけど、こんなものマナーという以前の問題だと思いますが、そういうものが出ています。

それから、それに対処することで、フィルタリングというんですか、ちょうど汚い水をこすようなものがこれにつけることができるんですね。そういうようなことが対処法としてはあるんだそうですが、子供のほうが親よりはるかにこの件に関しては優秀で、詳しいんですね。したがって、親御さんのほうがそういう知識を持って子供のやっていることを抑えることがなかなか難しいような事態になっているようです。かく言う私も、そのだめなほうの人種でございますので、余り詳しいことは言えませんが。

それから、3月14日の北海道新聞に、白糠町教委でもっていじめに関しての独自調査行ったという記事が割と大きく出ていましたが、厚岸町でも当然継続的に調査を行っていらっしやると思うので、前にも一度ご説明をいただいておりますが、その後の状況ですね、そういうことにつきましてご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） いじめの、特に携帯にかかわってのいじめの状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、最初にいじめの実態調査のことから先に説明をさせていただきます。

平成18年度に道教委がいじめの実態調査を行いました。その結果については、本町の結果につきましても、町民の皆様にお知らせをしたところでございます。

19年度については、本町独自の調査は実は行ってございません。それで、20年度、また全道の実施時期、12月に合わせて、20年度また、1年置くわけですけれども、実施をして、その後の本町の状況がどう推移しているのかということは調べていきたいというふうに考えてございます。

それから、現段階で教育委員会が掌握している町内のと申しますか、釧路管内含めてのお話も若干入りますけれども、特に携帯電話を介したいじめ、それからその被害、これにつきましては、今、例えば釧路市も実はこの調査をした資料を私ども手に入れたんですけれども、さまざま数値は出ておりますが、驚くべき、本当に大人社会では想像だにできないようなことがもう子供の中で起こっているというのは事実でございます。

例えば、「会ったことがないメル友がいる」と回答している小学生がおります。これ、町内ではございません。これは釧路市のデータでございますが、会ったことがないメル友がいるという小学生もいる。それから、「出会い系サイトを利用したことがある」、小

学生も利用したことがあると回答している小学生もおります。

それで、結構、携帯いじめの問題で、今、一番重要なのは、保護者の意識をどう啓発していくかということが一番重要な問題なのかなというふうにとらえております。委員おっしゃったとおり、子供たちはもう欲しがります。そして、親がそれを説得しようとしても、子供たちの言い分に負けてしまうという状況が実際に起こっている。ですから、これは学校と、学校ももちろんですけども、保護者の意識をまず啓発していく。あわせて子供たちにもきちっとこの危険性というものについても啓発していく必要があるというふうには押さえております。

残念ながら、この釧路市の調査のまとめの中にも書いてあったんですけども、これはいろいろな調査で出ていますけれども、親は我が子は携帯電話をどう使っているか、通話かメールぐらいで使っているのがせいぜいだろうというのが親の意識。ところが、子供たちの調査の中から明らかになってきたのは、子供たちはゲーム、それからインターネット、掲示板、ブログ、音楽、画像のダウンロード等々、もう多岐にわたっていると。一番問題なのは、やはり最初に申し上げましたけれども、大人の持っている現状認識と、それから子供の実態が大きくずれているというところ、そこが今、大きな指導上の困難を来している部分というふうには理解しております。

したがって、本町の実態というところでは、まだそこまでのものというのはいませんが、確かに今まで悪口を言った、無視をしたといういじめの傾向が、本町においても、だんだんそれが携帯電話を介したいじめのほうに移行してきているというのも、これは学校現場からの情報でございます。本町でも、そういった傾向のほうに今、あるということは、きちっと我々、認識しなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 当の本人、要するに子供たちですよ、その意識、すなわちいじめをする、人がやっているのを見る、そのときにどう対処すべきか、このあたりの意識を変えていかなければ最終的にだめなんだ。

今の子供は、何かテレビ番組で、これ、今、いじめというのは何も日本だけの問題じゃなくて、世界じゅう先進国同じみたいですね。それで、イギリスのBBCか何かがつくった番組が出ていまして、要するに専門家、いろいろな教育心理学やなんかのいろいろな専門家が入った1つのメソッドのようなものをつくって、子供たちの意識を変えていっているというようなのが出ておりました、ああ、こういう時代なんだなと思いましたが、これは釧路市のそういう資料を今、言っただきまして、ちょっと息をのむような話なんです、これは、全く今、答弁なさったように、釧路市だから別なんで、厚岸町は違うよということはいえないですよ。全く同じだというふうに考えていかなければならないと思います。

それから、例えば、余談になりますが、私の子供が携帯電話どうだろうと言ったとき、私は、「お父さんは50超えるまで持たなかったんだから、おまえは早い」と言って持たせ

なかったんですが、この程度でもってはいけませんね、現代はね。ですから、  
どういうふうにしていくかということも、やっぱり親御さん一人一人ときちんと話を  
していかなければならないと思います。それで、そういう親御さんや子供を説得するだ  
けの確たるものをやっぱり教えている先生たちが持たなければならぬと思いますね。

そういうような点で、今後、教育委員会としては、具体的にどのような手だてをとっ  
てこういうものを押さえ込んでいくか。押さえ込むという言い方はよくないですね。直  
していくかということですね。

少なくとも、学校の屋上から飛び下りるような子供が厚岸町でできるような悲惨なこと  
だけはならないようにしたいというふうに思うわけですし、こういう問題にどう対処し  
ようとしているのか、その点についてお話をいただきたいわけでありませう。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 今後の対応ということで答弁をさせていただきます。

まず、最初に話題になりました携帯によるいじめの部分について答弁をさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、この携帯の問題は、地域性とかそういう問題とは全く関係な  
く、どこにでも起こり得るということをまず我々、前提に押さえなければならぬとい  
うふうに考えております。

それで、例えばこの問題について、まず学校では、先生方がこの問題を正しく理解す  
る、状況をきちっと把握し、正しく理解する、それが重要であろう。ただ、残念ながら、  
実態は、実は相当これ、コンピューター等に堪能な先生でなければ、用語一つ、ブログ  
かという言葉、職員室の中でその言葉が出てきても、そこの解説から始めなければなら  
ぬというのが先生方の現在の状況、これはもう隠しようがない状況でございます。

そこで、実は平成19年度ですけれども、札幌で開催されましたそういった情報モラル  
指導者研修会というのがございまして、そこにある学校の先生に行ってください、そ  
して、その結果、いろいろ研修してきた結果を、庁内のコンピューターネットワーク委  
員会という組織がございまして、その組織の中で、従来は行っていなかったんですが、や  
はりこういった状況の中で、まずそういった先生方を介して、学校にそういう最新の情  
報をまず伝えると。そして、各学校でそういったネットワークに詳しい先生を中心にし  
て、まず学校の研修をきちっと持ってくださいということをその場でお願いいたしました。

それとあわせて、各学校には、実は警察署のほうで非行防止教室というカリキュラム  
を持っておりまして、その中にいじめに関するさまざまな指導内容、カリキュラムを警  
察では持っております。ですから、そういった情報を学校のほうに伝え、実際、19年度  
に警察や、あるいはN T Tなんかとタイアップして、児童・生徒向けのそういった防犯  
教室を実施しておりますし、今後、20年度に向けては、現在、私が把握している段階で、  
すべての学校でそういった警察や、あるいはN T T等と連携した防犯教室等を実施する  
という方向で、今、動いてございます。

また、さらに、今何とか進めたいというふうに思っておりますのは、P T Aの研修会

等の中で、やはり警察等の関係機関を招聘して、PTAに対するそういった正しい情報をきちっと伝え、その危険性を啓発していくというようなことも今後、実施していきたいということで、今、例えばのお話をさせていただきましたが、この19年から20年にかけては、教育委員会としても、このいじめ問題の中でも、特にこういった携帯にかかわるものというのは、19年から20年にかけて、我々教育委員会も本当に重点的に取り組まなければならない項目だなというふうに押さえているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 十分問題点を理解し、これから進めていくという話なので、よろしくお願ひしたい。

それで、ちょっと一つだけ、今のご答弁の中でちょっと気になったところがありますので、それを申し上げるのだが、父兄、PTAに対する話ですが、父兄参観とか、あるいはPTAの会議とか、いろいろありますよね、父兄が学校に来ていただく。これが何割ぐらいの人が集まりますか。そこだけで果たしてどの程度浸透するのか。

それから、そういうところに熱心に来る人には、もうそんな問題も言わなくてもいいんじゃないのかというぐらい理解がある人のほうがむしろ来るんじゃないかというところなんですよね。そこをどのように壁を乗り越えていくか。

例えば、現在もあれなんでしょうかね、家庭訪問なんていうのはやっているんでしょうかね。そういうときに、一軒一軒に対して、こういう問題を教員のほうからきちっと問題点を提示して、親御さんにわかっていただくというような取り組みも必要なんではないかという気がいたしまして、そういう点についても、ちょっとご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） お答えいたします。

参観日の出席率という部分につきましては、大変申しわけないんですけども、各学校の状況というのは押さえてございません。

それから、いかにして保護者向けの啓発を浸透させていくかということでございますが、実は、今、委員おっしゃったとおりでございますが、まず来てくれる方というのよりも、なかなか顔を突き合わせて話ができない家庭の方のほうにいかに浸透させるかというのも非常に重要な部分でございます。

昨年、実は私もこういった問題がどんどん明らかになってきた段階で、校長会議、教頭会議の折に、実は来てくれる親御さんよりも、なかなかふだん会えない人への啓発が大事なんだということで、家庭訪問の際に、これ、学校として今回の家庭訪問はこういうことについてはきちっと保護者と懇談してくるようというふうな、そういった方針のもとに、すべての教師が家庭訪問の中で取り上げていただきたいこれは事項なんだということで、お願いをした。

ただ、時期的に、家庭訪問の時期がその時点ですれていたものですから、実際に実施

されたかどうかというところまでの把握はしておりませんが、例えば、そういう形で学校のほうにも投げかけておりますし、それから何とか今、実施できればというふうに思っているのは、PTAのいろいろな研修会、これはある程度、実は参加割り当てみたいなのがあって、各学校から何人は出してくださいということで、ふだんの出席率よりはいいのかなという研修会等もございます。そういったところで、何とかそういった詳しい講師の方を招いて情報提供するですとか、そういったこともできないかなというふうには実は今、考えているところでございます。

何とかより多くの保護者の方にこの状況を理解していただいて、学校と協力、連携のもとで、何とか大きな問題が起こらないうちに蓋をしてしまいたいということを考えてございます。

●室崎委員 結構です。

●委員長（音喜多委員） 結構ですか。

15番。

●石澤委員 特別支援教育というのがあるんですけども、厚岸町の場合はどういうふうにしてやっているんですか。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 特別支援教育についてのお尋ねでございます。

まず、特別支援教育という名称でございますが、それ以前は特種教育という言い方をされておりました。それが、今、特別支援教育というふう呼び方が変わっております。

これは、厚岸町に限らず、特別支援教育というのは、それまでは障害の種類や程度に応じた教育、つまり知的障害であったり、情緒障害であったりという、そういう障害の種類や程度に応じて特別な場所で指導を行うという意味で行われてまいりました。これが特別支援教育というふうになり名前が変わりましたが、これは従来のいわゆる特殊学級というところで学習をしていた、そういう障害のある子供たちから、さらに対象となる児童・生徒を広げて、というのは、通常の学級にも、これ、文部科学省の調査によりますと、通常の学級にも6%特別な支援を必要とする児童・生徒がいるという調査結果も出てございます。LD、いわゆる学習障害と言われるお子さんであったり、ADHD、これは注意欠陥多動性障害というお子さんであったり、そういうお子さんが通常の学級にも在籍しているということで、そういった子供たち、児童・生徒も含めて、障害のある児童・生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握して、その子に合った適切な教育を提供するというところで実施してございます。

お尋ねは、厚岸町のということで、厚岸町がついてございましたので、若干補足させていただきます。

現在、厚岸町には特別支援学級が小学校で12学級、18名在籍してございます。中学校では5学級、8名在籍してございます。現在、この担任の先生と申しますか、特別支援

学級の担任の先生、それから特別支援コーディネーターという仕事をする先生が各学校に1名指定されております。これは加配されたのではなくて、現有の先生にそういう役割を担っていただくという意味で、各学校でコーディネーターの先生がおります。そのコーディネーターの先生を中心に、これも各学校に設置されております校内委員会というのがございます。これ、新たに設置された組織でございます。このコーディネーターと、そしてこの校内委員会、これが中心となって、特別な支援の必要な子供、ある子供たちの実態把握、それから、もちろんその指導方針、指導内容、そして保護者との打ち合わせ、連携、そういったものを行いながら、子供たちのニーズに応じた指導に当たっているという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石澤委員 こういう障害を持った子供たちの、そこを担当している先生方の学習の場というのかな、正規に学習する場、専門職なんでしょうか、それとも専門職ではないでしょうか。何か特別にその子供に関して勉強してくる場所とか、それから勉強する時間とかは、その先生方には与えられているのでしょうか。

それから、こういうLDとかADHDとか、それから高機能自閉症という場合は、小さいときからの積み重ねで、ある程度その子にとっていい状態を保つということもできるというふうに聞いていますけれども、保育所なんかの保母さんなんかには、そういうこともできる勉強会なんかも参加するだけの旅費とかも考えているのか。そして、その後のほうも、そういうところに行ける、学習できる、例えば半年とか1年とかかかると思うんですけれども、そういう学習の機会が与えられているのかということも知りたいんですけれども。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 小・中学校の特別支援学級担当教員が、そういった特別な教育を受けるそういった場が開かれているのかどうなのかというご質問かというふうに思います。

まず、特別支援学級を担当した先生が、今現在、特別な免許を持って担当しているのかというと、そうではございません。学校の先生方の役割分担の中で担当が決まっております。

それから、そういうふうに担任になった先生が、ではその先生だけが特別に認められて、参加できる研修会があるかというお尋ねですけれども、それは、その先生だけが行ける研修会というのはございません。

ただ、これは道教委も相当力を入れている部分でございます。道教委が主催する研修会、あるいはいろいろな相談事業、そういったところはかなり力を入れて行っております。そういったところの研修会に、あるいは道教委以外でも、例えば釧路市の研修センターなどでは、いろいろな講座をつくって、いろいろな研修会を、教員向けの研修会もやっておりますが、ここ何年、ずっと特別支援にかかわる講座というのはたくさん

開かれていますし、そういったもろもろの場というのがございまして、その中で、各学校が、いや、この研修会はぜひ先生に出てもらえないかというような形で行っていただく場合もあるでしょうし、先生自身がこういう研修会があるので行ってきたいということで参加しているというのが、そういった研修会等への研修の場の現状でございます。

なお、厚岸町も、実は就学指導検査委員会という委員会がございまして、この委員会の機能の中に、各学校のコーディネーターの研修会というのも位置づけております。19年度も2度ほど実施させていただきましたけれども、そういったところが先生方の研修の場というふうになっているというところでございます。

●委員長（音喜多委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 保育所におけます発達障害等のための研修の機会ということですが、保育所におきましては、厚岸町が委託しております子ども発達支援センター、これはあみか21の2階に設置してございますが、そことの連携を昨年より強めておりまして、保育所でそういった発達障害と見られるような症状、あるいはそういった障害があるのかないのか含めまして、あるという方向性で対応するのではございませんけれども、障害担当の保健師も含め、気になるような保育所の児童があった場合は、発達支援センターの職員の派遣をいただきながら、どういった対応が必要なのかどうかも含めて、現在、昨年から連携を深めているところでございます。

また、その研修の機会等につきましては、これに特化した研修というのは、まだそれほど機会がありませんものですから、保育全般にわたる中のそういった指導方法等の分科会等の機会というのは、年に数回ございますし、それらの発表等についても、保育所内、保育所職場での研修ということに心がけて、実施していくところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

14番、いいですか。

大分まだあると思うんですが、5時を回りましたので、この程度にとどめたいと思いますが、いいですか。あしたにしたいと思いますが。

それでは、本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後5時10分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年3月17日

平成20年度各会計予算審査特別委員会

委員長